カナダにおける 規制の政策評価に関する調査研究

報告書

平成 30 年 11 月



目 次

<u> </u>	<u>・本調査研究の目的・概要</u>	<u>l</u>
A)	本調査研究の目的	1
B)	本調査研究の概要	2
<u>第1</u>	章 カナダの規制策定に関係する主体	4
A)	カナダ政府の権限と構成	4
1	カナダ政府の権限	4
2	カナダ政府の構成	6
B)	カナダの規制策定に関係する機関	7
1	規制制度の所管機関の役割	7
2	個別規制所管省庁の役割	9
C)	カナダの規制策定に関係する教育・人材育成	9
1	連邦規制者コミュニティの役割	10
2	カナダ公共サービススクールの役割	10
..		
<u>第 2</u>	2章 カナダの規制策定の政府方針とプロセス	11
A)	カナダの規制策定の政府方針	11
B)	カナダの規制策定プロセス及び主なマニュアル・ツール	12
1	カナダの規制策定プロセスの詳細	12
2	規制策定の主なマニュアル・ツール	13
•		10
<u>第3</u>	3章 カナダの規制影響評価の優良事例	19
A)	規制の影響評価の優良事例収集の観点	19
1	利害関係者からの意見聴取が十分に影響評価に反映された事例	19
2	定性的な評価と定量的な評価の連携事例	19
3	影響評価における定量・定性評価の質が高い事例	19
B)	規制の影響評価の優良事例	19
1	優良事例(1):利害関係者からの意見聴取が十分に影響評価に反映された事例-	「種子法の
改正	E」に係る影響評価報告書(カナダ農務・農産食品省)	19

2	優良事例(2):定性分析と定量分析の連携事例	23
3	優良事例(3):影響評価における定量評価の質が高い事例-「複数セクターにおける大気	汚
染物	勿質の規制」に係る規制影響報告書(環境省)	34
<u>第</u>	1章 日本の規制政策評価の課題とカナダからの示唆	<u>45</u>
1	規制改革方針	45
2	規制策定プロセス	46
3	組織の権限設定	50
4	職員スキル	52
(5)	インセンティブ	54
<u>別沒</u>	於資料:カナダ現地インタビュー調査議事概要	<u>57</u>
A)	国家財政委員会事務局①(REGULATORY POLICY AND COOPERATION)	58
B)	国家財政委員会事務局②(GOVERNOR-IN-COUNCIL)	60
C)	国家財政委員会事務局③(CENTRE OF REGULATORY EXPERTISE)	62
D)	教育・人材育成機関①(連邦規制者コミュニティ)	64
E)	教育・人材育成機関②(CANADA SCHOOL OF PUBLIC SERVICES)	66
F)	個別規制所管省庁①(保健省)	68
G)	個別規制所管省庁②(運輸省)	70
H)	個別規制所管省庁③(環境気候変動省)	72
I)	個別規制所管省庁④(食品検査庁)	74

序章 本調査研究の目的・概要

A) 本調査研究の目的

日本における規制の事前評価は、2004年10月から試行的に実施し、さらに2007年10月からその実施が義務付けられたところであるが、その実施実態は必ずしも質の高い評価内容となっていないのが現状である。特に、効果や費用を定量化・金銭価値化し、規制の影響を把握する点では改善の余地がある。

規制の事前評価は、大きく分けて(a) 規制策定プロセスを効率化すること、(b) 規制の質を高めること、(c) 規制の妥当性を説明することの3つの目的があるが、現状の規制の事前評価が果たす役割は(c) の規制の妥当性を若干説明する程度にとどまり、(a) 規制策定プロセスを効率化すること、(b) 規制の質を高めることを目的とした規制の事前評価の利活用に関して検討の余地がある。

これまで、総務省は規制の事前評価の質の向上等に向けた取組を進めており、2015 年度から発足した政策評価審議会には、その下部組織として有識者による規制評価ワーキング・グループ(以下「規制評価WG」という。)が設置された。また、規制評価WGと綿密に連携の上、同WGにおける規制の政策評価に係る改善方策の検討に寄与すること等を目的として、2015 年度は英国、2016 年度は欧州連合、2017 年度はオーストラリアという規制に係る政策評価の先進国の取組を調査し、所要の成果を得た。

これらの調査結果も踏まえた規制評価WGの検討に基づき、政策評価審議会政策評価制度部会において、2017年3月に「規制に係る政策評価の改善方策」(以下「改善方策」という。)が取りまとめられた。そして、当該改善方策に基づく制度改正が行われ、2017年10月から施行された。この改正では、特に評価の内容について、社会、経済、環境等の様々な影響を漏れなく想定することに重点を置き、特に遵守費用を重視して少なくとも定量化することとするなど、規制の政策評価の手法における定量化又は金銭価値化の促進について一定の方向性が打ち出されたところである。

改善方策を踏まえた制度改正が行われた次の段階として行う平成 30 年度の本調査研究では、各規制所管府省が実施する規制の政策評価において、実際に定量化・金銭価値化された指標を用いた質の高い評価が促進されるよう、平成 27 年に 0ECD が発表した「規制政策アウトルック」の規制影響評価の「手法」において、対象国中、最上位の評価がなされているカナダの取組を調査し、日本における規制の政策評価の質の向上につながる要素の発見を目的とする。

なお、本調査研究では、規制の政策評価の改善課題につながる視点として、次の3点を仮説に設定し、調査研究を進めた。

〇簡素化した評価手法を活用する場合と詳細な重要案件の評価を行う場合の整理:

- ・各規制所管府省が重要案件の評価に注力するための規制対象(法律・政令)の整理
- ・重要案件の評価では、評価基準及び費用便益分析の程度(定量化度合い)等の整理

〇規制の政策評価の質を担保(定量化の促進)する方法の整理:

- ・規制の政策評価における定量化・金銭価値化の手法(マニュアル等)及び評価結果 活用方法(定量的指標を用いた評価結果の活用、定性・定量的分析の連携)の整理
- ・定量化・金銭価値化の促進方法(推計の考え方や意識付け等)の整理
- ・規制の事前評価に対する評価機能(差戻し機能や補正手段)及び各規制所管府省に 対して定量化等を促す手法の整理

〇規制の政策評価の点検方法の整理:

- ・規制の政策評価を点検するタイミングや各規制所管府省に対する指摘の程度の整理
- ・規制緩和におけるリスクやコストのバランスの確認方法の整理

これらの改善課題の仮説を検証するため、次の観点を踏まえ調査研究を進めた。

- 〇本調査の対象国であるカナダにおける規制の政策評価について、特に<u>定量化・金銭</u> <u>価値化の観点から現状の取組状況を明らかにし、これまでの見直しの背景・経緯</u>を 丁寧にたどること
- 〇日本とカナダの規制の政策評価制度を照らし合わせた際に、<u>どのような部分が参考となり、どのような部分が参考とならないかを仕分け</u>ること
- 〇参考となる内容を仕分けた結果に基づき、<u>主に定量的指標の把握方法や分析方法、</u> <u>それらの手法を用いる人材育成等の観点</u>からカナダにおける成果や課題を分析す ることで、日本への参考要素を検討すること

B) 本調査研究の概要

本調査研究では、文献やインターネット等で関係資料を収集・分析した上で、書面では把握できない部内の事情や問題の根幹、参考となる所見など側面的な情報を現地の政府関係機関からインタビュー調査を通じて把握した。カナダにおける現地調査の日程は、次の図表のとおりである。なお、専門的な見地からアドバイスを得るため、大阪大学データビリティフロンティア機構の岸本充生教授とともに現地調査を実施した。

図表1 カナダ現地調査日程

調	査日程	調査対象機関	
		〇国家財政委員会事務局	
	27 日	【Regulatry Policy and Cooperation】	
	2/ Ц	【Govrnor-in-Council】	
20		【Centre of Regulatory Expertise】	
)18		〇保健省	
年	28日	【Horizontal Policy and Regulatory Affairs】	
8月		〇連邦規制者コミュニティ	
Я		〇運輸省	
	29 日	【Departmental Regulatory Affairs】	
	29 🔟	〇環境気候変動省	
		【Regulatory Analysis and Valuation Division】	

	〇食品検査庁
30 日	【Economic Affairs】 〇農務·農産食品省 【Strategic Policy Branch】

第1章 カナダの規制策定に関係する主体

A) カナダ政府の権限と構成

① カナダ政府の権限1

カナダは、約3,650万人(2017年)の人口と、998.5万㎞というロシアに次ぐ世界第2位の面積を有する。16世紀以降、カナダでは英国、フランスからの入植が行われ、両国の影響を強く受けている。公用語は、英語及びフランス語で、国民の半数がキリスト教(ローマン・カトリック)を信仰している。

図表2:カナダの一般事情

面積	998.5万平方キロメートル (㎢)
人口	約 3,650 万人
首 都	オタワ
言語	英語、フランス語
宗教	ローマン・カトリック (国民の約半数)

出典:外務省ウェブサイトより作成

カナダの国土は、10の州(①アルバータ州(Alberta)、②ブリティッシュコロンビア州(British Columbia)、③マニトバ州(Manitoba)、④ニューブランズウィック州(New Brunswick)、⑤ニューファンドランド・ラブラドール州(Newfoundland and Labrador)、⑥ノバスコティア州(Nova Scotia)、⑦オンタリオ州(Ontario)、⑧プリンスエドワード島州(Prince Edward Island)、⑨ケベック州(Quebec)、⑩サスカチュワン州(Saskatchewan))と、3つの準州(①北西準州(Northwest Territories)、②ヌナブト州(Nunavut)、③ユコン州(Yukon))に分類され、オンタリオ州東部に位置するオタワが首都に定められている²。

¹ "Government",

⁽https://www.canada.ca/en/immigration-refugees-citizenship/services/new-immigrants/learn-about-canada/governement.html)

Get to know Canada - Provinces and territories (https://www.canada.ca/en/immigration-refugees-citizenship/services/new-immigrants/prepare-life-canada/provinces-territories.html)

図表3:カナダの州・準州 British Columbia Alberta Saskatchewan Manitoba

出典:カナダ政府ウェブサイトより抜粋

カナダにおける行政は、連邦政府(Federal)、州・準州政府(Provincial or Territorial)、 地方自治体(Municipal)の三層から構成される。連邦政府は、郵便・税金等の国内全体 に関係する事業や、外交・国防等の国外と関係する事業を所管する。州・準州は教育・ ヘルスケア・交通規制といった域内の事業を所管し、地方自治体は公園・駐車場・図書 館等の都市や区の運営を所管する。規制策定・改正に関する政府間の権限及び機能は、 主に所管事業の範囲で行われる。

図表4:政府の権限及び機能

	凶我生、政府の権限及の援 能				
		政府			
	連邦政府	州・準州政府	地方自治体		
権限及び機能	・郵便(Mail) ・税金(Taxes) ・通貨(Money) ・銀行業(Banking) ・海運(Shipping) ・鉄道(Railways) ・パイプライン(Pipelines) ・電話(Telephones) ・刑法(Criminal law) ・外交(Foreign affairs) ・国防(National defence) ・雇用保険(Employment insurance) ・先住民問題(Aboriginal landas and rights)	・教育 (Education) ・ヘルスケア (Health care) ・交通規制 (Road regulations)	 公園 (Parks) ・駐車場 (Parking) ・図書館 (Libraries) ・車道 (Roadways) ・地方警察 (Local police) ・土地利用 (Local land use) ・消防 (Fire protection) ・公共交通 (Public transportation) ・浄水施設 (Community water systems) 		

出展:カナダ政府のウェブサイトより富士通総研作成

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/canada/data.html)

³ 「カナダ (Canada) 基礎データ」(外務省)

② カナダ政府の構成

カナダの政治体制は英国女王を元首とする立憲君主制で、カナダ総督が女王の代行を務める。議会は二院制で、選挙により選出される下院議員と首相の助言により総督が任命する上院議員から構成される⁴。行政府の長である首相の任命はカナダ総督の役割で、首相は議会(下院)の信任を受ける。2015年から、ジャスティン・トルドー氏が首相を務めており、2018年現在、カナダ政府は首相以下、35名の閣僚と201の政府機関が存在する⁵。201の政府機関は、24の分野別ポートフォリオ⁴に分類される連邦政府の省庁に加え、政府出資による公共企業体(Crown Corporations)と、管理業務等を担当するエージェンシー(Special Operating Agencies)から構成される⁵。規制策定・改正は、連邦政府の個別省庁が行っている。



出典:カナダ政府ウェブサイトより富士通総研作成

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/canada/data.html)

⁴ 「カナダ (Canada) 基礎データ」(外務省)

⁵ "Departments and agencies" (https://www.canada.ca/en/government/dept.html)

⁶ ポートフォリオの一例として、農業・農産食品(Agriculture and Agri-Food)には、カナダ農務・農産食品省(Agriculture and Agri-Food)及びカナダ穀物委員会(Canadian Grain Commission)が存在

⁷ "List of government organizations (Departments and agencies) (by ministry in alphabetical order)"

⁽https://www.tpsgc-pwgsc.gc.ca/recgen/manuels-manuals/chap18/08-eng.html)

B) カナダの規制策定に関係する機関

カナダの規制策定に関係する機関は、①制度の所管機関、②規制策定・改正を行う個別規制所管省庁、③規制策定に関係する職員の教育・人材育成機関に分類することができる。 各機関の概要と役割を説明する。

① 規制制度の所管機関の役割

ア 国家財政委員会

国家財政委員会(the Treasury Board of Canada)は 1867 年に設立された枢密院に所属する委員会で、財務大臣をはじめとする閣僚により構成される。同委員会の主な役割は、①政府の政策に関するアカウンタビリティと倫理(Accountability and ethics)の追求、②財政・人事・行政管理(Financial, personnel and administrative management)、③監査(Comptrollership)、④規制策定・改正及び枢密院勅令の承認(Approving regulations and most Orders-in-Council)である8。

イ 国家財政委員会事務局

国家財政委員会事務局(Treasury Board of Canada Secretariat)は、国家財政委員会の実務を担当する行政機関である。同委員会事務局は、政府プログラムや行政サービスの支出・規制・管理を効果的かつ効率的に行うため国家財政委員会に助言する⁹。設立当初、国家財政委員会事務局は財務省に所属する一機関であったが、1966年以降は独立した機関となっている¹⁰。

(ア) 国家財政委員会事務局の構成

2018 年現在、同委員会事務局は、監査 (Office of the Comptroller General)、 人事管理 (Office of the Chief Human Resources Officer)、支出管理 (Expenditure Management Sector)、政府機関の管理 (Government Operations Sector)、情報公開・管理 (Office of the Chief Information Officer)、政府の優先事項 (Priorities and Planning)、社会・文化 (Social and Cultural Sector)、政府内外のコミュニケーション (Strategic Communications and Ministerial Affairs)、規制 (Regulatory

^{8 &}quot;About the Treasury Board of Canada"

⁽https://www.canada.ca/en/treasury-board-secretariat/corporate/about-treasury-board.html)

[&]quot;Treasury Board of Canada Secretariat"

⁽https://www.canada.ca/en/treasury-board-secretariat.html)

¹⁰ "About the Treasury Board of Canada"

⁽https://www.canada.ca/en/treasury-board-secretariat/corporate/about-treasury-board.html)

Affairs Sector: RAS)、経済(Economic Sector)、外交・国防・治安(International Affairs, Security and Justice Sector)、内部監査・評価(Internal Audit and Evaluation Bureau)、人材育成(Human Resources Division)、行政サービスの管理(Corporate Services Sector)、法令(Legal Services Branch)の15部門から構成される11。

15 部門のうち規制部門はマネージメント層以下、①専門的な見地から規制影響分析に関する助言や情報提供を行う「規制の専門家 (Centre of Regulatory Expertise: CORE)」、②規制影響分析報告書の質を確認する「総督の執行 (Govrnor-In-Council Operations)」、③部署全体の方針や戦略を策定する「政策・戦略策定 (Policy and Strategic Planning)」、④規制政策の策定や関係者との調整を行う「規制政策・協力 (Regulatory Policy and Cooperation)」、⑤運用後の適切性を確認する「規制レビュー (Regulatory Reviews)」の5つの部署から構成され、その他、翻訳者を含めた事務職員が所属している12。

国家財政委員会事務局 規制 監査 政府の優先事項 内部監査・評価 ·規制の専門家(CORE) 人事管理 社会•文化 人材育成 ・総督の執行(Govrnor-In-Council Operations) 政府内外の 行政サービス ·政策·戦略策定(Policy and 支出管理 コミュニケーション の管理 Strategic Planning) ·規制政策·協力(Regulatory 政府機関の管理 法 令 経済 Policy and Cooperation) ・規制レビュー(Regulatory 情報公開•管理 外交 · 国防 · 治安 Reviews)

図表6: 国家財政委員会事務局及び規制部門の構成

出典:カナダ政府ウェブサイト等より富士通総研作成

国家財政委員会事務局の規制部門を構成する5つの部署のうち、「総督の執行」が、 各規制所管省庁が提出する規制影響分析の質を確認する役割を担っている。

(イ) 規制影響分析に対する影響

カナダにおける規制策定は、国家財政委員会及びカナダ総督の承認を受けて成立する。各規制所管省庁は、規制影響分析報告書を国家財政委員会及びカナダ総督に

[&]quot;Treasury Board of Canada Secretariat Organization" (https://www.canada.ca/en/treasury-board-secretariat/corporate/organization.htm 1)

^{12 「}国家財政委員会事務局① (Regulatory Policy and Cooperation) (別添資料)

提出するにあたり、国家財政委員会事務局の部署である「総督の執行」の確認を受ける。同部署に所属する 10 名程度の職員が、目的との整合性・論理の一貫性・参考にする情報源の適切性等の様々な視点から規制影響分析報告書を確認する。この確認プロセスは「チャレンジ機能(Challenge Function)」と呼ばれる。確認は、規制所管省庁による規制の提案が適切かをテストし、どのように分析すれば、規制影響分析の質をより高めることができるかを助言するもので、提案を拒否する性質のものではない¹³。

仮に定量化できない便益が大きい場合、それが費用を上回ると判断するのは、国家財政委員会である。国家財政委員会事務局の役割は、定量化できるものと定量化できないものを含めて便益や費用のエビデンスの一覧を収集し提供するまでである。このように国家財政委員会とその事務局は役割を分担している¹⁴。

② 個別規制所管省庁の役割

個別規制所管省庁は規制策定・改正時に規制影響分析を行うため、費用便益分析をは じめ規制影響分析に特化した部門を有している。同部門に所属する職員の多くは経済学 修士以上の学位を保有している。その他の規制影響分析に関係する部門は省庁ごとに異 なるが、経済モデルの分析や規制の各事業に関連する影響評価を個別に行う部門等が設 置されている。

財務省はカナダの経済成長力強化のため、2016 年 3 月に「経済成長に関する委員会 (Advisory Council on Economic Growth)」を設置している。同委員会は 2017 年に報告書を公表し、今後の改善に向け、①新技術によるイノベーション促進、②国内外の政府機関の関係強化、③合理的で予測可能な規制を挙げている¹⁴。カナダ政府は同報告書に基づき、特に規制の多い農水産物、保健衛生・生命科学、交通やインフラ分野においてイノベーションを妨げる規制を今後 3 年間にわたり見直すとともに、国内における規制のレベルの調整、規制策定プロセスにおける透明性・効率性を高めるための電子システムの整備を 2018 年以降進めるよう検討している。

C) カナダの規制策定に関係する教育・人材育成

カナダでは規制の影響評価に携わる職員に対する教育・人材育成機関として、関係機関の情報共有等を支援する連邦規制者コミュニティと、実際の教育機会を提供するカナダ公共サービススクールの2つの機関が存在する。

(https://www.budget.gc.ca/aceg-ccce/home-accueil-en.html)

¹³ 「国家財政委員会事務局② (Governor-In-Concil)」(別添資料)

[&]quot;Advisory Council on Economic Growth"

① 連邦規制者コミュニティの役割

「カナダにおける連邦規制者コミュニティ(Community of Federal Regulators: CFR)」は、2006年に枢密院事務局によって設置された組織で、連邦政府の規制所管に在籍し規制影響分析に携わる職員の能力開発の支援、規制の改善に向けた取組、実務から得られた教訓等の情報共有を目的にしている。

連邦規制者コミュニティの構成として、カナダ公衆衛生庁(Public Health Agency of Canada)長官を長に、国家財政委員会事務局(Treasury Board of Canada Secretariat)、保健省(Health Canada)の3機関の代表がトップを務めている。2018年8月現在、同コミュニティには、33のカナダ政府機関が連邦規制者コミュニティに所属しており、これらの機関において規制・政策・プログラム・監査・費用便益分析などに携わる約4万人の職員に教育機会を提供している。同コミュニティの事務局には、様々な省庁出身の12人の職員が在籍している 15 。

連邦規制者コミュニティは共有する情報の焦点として、「関係組織間の協力 (Collaboration)」、「人材管理 (Talent Management)」、「(既存の取組の効率化やイノベーションに通じる新技術の規制など)試行的取組 (Experimentation)」を掲げている。 具体的な取組として、同コミュニティは、カンファレンスの開催やワーキング・グループの実施、大学等と連携した政府職員向けの教育機会の提供を行っている。また、AI やブロックチェーンといった新技術、行動科学の知見を用いたアプローチ、デジタル・ガバメントなどにも注目し、今後の規制のあり方を検討するため情報収集を行っている 16。

② カナダ公共サービススクールの役割

カナダ公共サービススクール (Canada School of Public Service) は、政府職員のスキルを向上させる教育機会として、トレーニング・コースを提供している。規制影響分析のコースでは、国家財政委員会事務局や連邦規制者コミュニティと協力している。

2018 年 8 月現在、カナダ公共サービススクールは、「規制入門 (Introduction to Regulating)」、「規制者としての責任 (Your Liability as a Regulator (Duty of Care))」、「費用便益分析 (Cost-Benefit Analysis for Federal Regulators)」、「効果的な規制影響分析報告書の作成 (Developing Effective Regulatory Impact Analysis Statements)」の 4 つのコースを提供している。これらのコースは規制所管省庁の職員の他、規制関係業務に携わる実務者を対象に 1 ~ 3 日の短期間で行われる 16。

2018年9月からカナダ政府は規制策定に関する新たな方針を施行している。カナダ公 共サービススクールによると、同スクールはこれに伴い、現行のコースを変更するよう に検討している。

¹⁶ 「教育・人材育成機関② (Canada School of Public Services)」(別添資料)

¹⁵ 「教育・人材育成機関① (Community of Federal Regulators)」(別添資料)

第2章 カナダの規制策定の政府方針とプロセス

A) カナダの規制策定の政府方針

カナダの規制影響分析は、カナダの国際競争力を高めることを目的として、政府間連携や、政府のアカウンタビリティに焦点を当てるための連邦政府の取組の一環として、1986年に初めて導入された¹⁷。その後、規制に関する連邦政府の方針として、1995年の「カナダ政府の規制政策(Government of Canada Regulatory Policy)」を経て、2007年の「規制の合理化に関する内閣指令(Cabinet Directive on Streamlining Regulation:CDSR)」が成立し、2012年には、「規制の管理に関する内閣指令(Cabinet Directive on Regulatory Management: CDRM)」が成立した。

1995年の「カナダ政府の規制政策」では、リスク分析の実施や便益が費用を上回ることの証明による規制の正当化などの実施が連邦政府の規制所管機関に対して義務付けられた。¹⁸。また、2007年の「規制の合理化に関する内閣指令」では、2006年の政権交代後に成立した保守党政権により策定された経済計画に基づき、規制策定時の根拠付けや規制の効率化など、包括的な規制の管理方法が設定された¹⁹。また、同指令により規制のトリアージが導入され、2008年から影響度が「低」の場合と「中」及び「高」の場合の2種類の規制影響分析を行う方法が適用されることになった。

2012年の「規制の管理に関する内閣指令」では、規制のライフサイクル、政府の優先分野、優良事例の観点から規制の効果・効率性を高めた取組となっている²⁰。同年、カナダ政府は、「規制の管理に関する内閣指令」を具体化するために、「レッドテープ削減計画(Red Tape Reduction Action Plan)」を策定した。同計画では、①新規規制が新たに負担を発生する場合は既存規制で発生している行政手続コスト(Administrative Burden Costs)を相殺する「"One-for-One" Rule」、②健康、安全、環境、セキュリティへの悪影響を防止しつつ、規制が中小企業の規制遵守費用を減らす「スモールビジネスレンズ(Small Business Lens)」、③規制の予見可能性を高めるため、今後24か月に予定している規制の変化をウェブサイトで公開する「事前情報公開(Forward Plans)」、④規制対象が広範に渡る場合には、ライセンスや認証等の行政サービス標準化と利害関

[&]quot;Regulatory Impact Analysis in Canada: Successes & Challenges Regulatory Impact Analysis in Canada: Successes & Challenge" (Government of Canada)

⁽http://www.oecd.org/mena/governance/37025616.pdf)

[&]quot;Government of Canada Regulatory Policy" (Treasury Board of Canada Secretariat) (http://www.collectionscanada.gc.ca/eppp-archive/100/201/301/tbs-sct/tb_manual-ef/Pubs_pol/opepubs/TB_B3/RP1-1E.html)

 $^{^{19}}$ "Cabinet directive on streamlining regulation" (Government of Canada)

⁽http://publications.gc.ca/collections/Collection/BT22-110-2007E.pdf)

²⁰ "About the Cabinet Directive on Regulatory Management" (Government of Canada)

 $⁽https://www.\,canada.\,ca/en/treasury-board-secretariat/services/federal-regulatory-management/about-cabinet-directive-regulatory-management.\,html)$

係者からのフィードバック、⑤年次採点表の公表が定められた21。

2018年9月以降は、新たな内閣指令として、既存規制のレビューをはじめとする内容を含む「規制に関する内閣指令(Cabinet Directive on Regulation)」が定められている。新たな内閣指令では、①カナダの人々の健康・安全・社会・経済といった公共の利益増進、②規制策定プロセスの現代化や透明性向上、③エビデンスベースの規制、④公平で競争力のある経済に寄与する規制策定を原則として設定している。

図表7:カナダの規制策定に係る政府方針の主な経緯

1995 年11月	「カナダ政府の規制政策 (Government of Canada Regulatory Policy)」: リス
	ク分析の実施や便益が費用を上回ることの証明による規制の正当化
2007年4月	「規制の合理化に関する内閣指令 (Cabinet Directive on Streamlining
	Regulation:CDSR)」:規制策定時の根拠付けや規制の効率化など、包括
	的な規制の管理方法が設定
	▶ 規制策定時の合理化(定量化)
2012年4月	「規制の管理に関する内閣指令 (Cabinet Directive on Regulatory Management:
	CDRM)」: 規制のライフサイクル、政府の優先分野、優良事例の観点から
	規制の効果・効率性を向上
	▶ 規制のあり方・運用(見直し・改善)
2018年9月	「規制に関する内閣指令 (Cabinet Directive on Regulation)」: ①カナダの公
	共の利益増進、②規制策定プロセスの現代化や透明性向上、③エビデンスベ
	ースの規制、④公平で競争力のある経済に寄与する規制策定を原則に設定

出典:カナダ政府ウェブサイト等より富士通総研作成

なお、本調査の実施時期は、2012年に策定された「規制の管理に関する内閣指令」に 基づいてカナダにおける規制影響評価が行われていたため、本報告書では本内閣指令に 基づいて設定されていたガイドライン及びツール、規制影響分析報告書を中心に整理し ている。

B) カナダの規制策定プロセス及び主なマニュアル・ツール

① カナダの規制策定プロセスの詳細

カナダの規制策定プロセスは、カナダ政府の内閣指令において規定されており、計画立案及び事前評価、枢密院の確認と官報での公表、議会(下院)承認を経て成立する²²。 2018 年8月時点で、カナダでは事後評価は実施されていないが、"One-for-One Rule" という新規規制の策定や改正時に行政手続コストが生じる場合には、既存規制の行政手 続コストを相殺する取組が存在し、事後評価に類似する取組として位置付けられている。

²¹ "Red Tape Reduction Action Plan" (Government of Canada)

⁽https://www.canada.ca/en/treasury-board-secretariat/services/federal-regulatory-management/red-tape-reduction-action-plan.html)

²² カナダにおける規制策定プロセスは「行政委任立法 (Statutory Instruments Act: SIA)」に基づいて設置されており、法律 (一次法制) と規制の関係性は、「カナダにおける立法に関する内閣指令 (Cabinet Directive on Law-Making)」に規定されている。

なお、2018年9月に導入される「規制に関する内閣指令」では、事後評価制度の導入も 検討されている。

カナダの規制影響評価における規制策定プロセスを特性ごとに分類すると、規制の影響度を概算し、低または中・高に分類する「規制のトリアージ」、影響度の詳細な算出を行い、費用便益分析等を実施する「規制影響分析」、規制の影響を受ける事業者などから意見聴取を行う「利害関係者からの意見聴取」の3つに大きく分類することができる。規制の影響度が、中程度以上に概算される場合、計画立案から規制導入まで、おおよそ18~24か月の期間が必要になる。特性ごとの分類では、規制のトリアージは2~3か月、規制影響分析は1~6か月、利害関係者からの意見聴取は平均して30~75日の期間が設定される。



図表8:カナダにおける規制策定プロセスの概要

出典:カナダ政府インタビュー記事等より富士通総研作成

② 規制策定の主なマニュアル・ツール

ア 規制のトリアージ

規制のトリアージは、①規制影響分析に着手する前に国家財政委員会事務局が関与すること、②規制策定において発生する費用(遵守費用及び行政費用)を影響度として、「低」と「中」、「高」に分類し、「中」以上の影響度の規制影響分析に対して各規制所管省庁に注力させること、③影響度に応じた分析を行うこと、④カナダにおける規制影響分析に一貫性を持たせることなどを目的としている²³。なお、影響度は年間に生じるコストが 1,000 万カナダドル以上、100 万~1,000 万カナダドル、100 万カナダドル以下の規制をそれぞれ「高」、「中」、「低」と定めており、2016 年度に実施された 190 件の規制のうち、影響度「低」は 170 件、影響度「中」「高」は 20 件となっている。影響度が「高」の場合は定量化かつ金銭価値化を行うなど、各規制所管省庁は

²³ "Triage Statement Form" (Government of Canada)

⁽https://www.canada.ca/en/treasury-board-secretariat/services/federal-regulatory-management/guidelines-tools/triage-statement-form.html)

図表9:規制のトリアージの概要

THE THE TANK				
影響度	年間コスト 影響評価方法			
高	1,000 万カナダドル以上	定量化かつ金銭価値化が必要		
中	100 万~1,000 万カナダドル	定量化 (データが不十分な場合、金銭価値化不要)		
低	100 万カナダドル以下	定性的に評価		

出典:カナダ政府ウェブサイト等より富士通総研作成

規制のトリアージの段階で使用する情報は、容易に利用可能な情報(readily available information)であり、規制影響分析報告書で記載が求められるような詳細な情報ではない。各規制所管省庁は規制のトリアージで把握した情報に基づき、利害関係者からの意見聴取等を通じて、詳細な分析を実施する。

規制のトリアージの実施プロセスは、各規制所管省庁が規制の計画立案段階で国家 財政委員会事務局に連絡する(国家財政委員会事務局は 10 作業日以内に返答する)第 1段階、国家財政委員会事務局の確認後に国家財政委員会から承認を受けた規制案に 各規制所管省庁の担当部局の長(director)が正式に署名した規制のトリアージを国 家財政委員会事務局に提出する第2段階、既存の法令やカナダ政府の優先政策との整 合性等との一致を図る第3段階から構成される。

イ 規制影響分析

カナダ政府が定める内閣指令により、カナダの規制政策は決定される。カナダの規制策定は費用便益分析に基づき、根拠付けを行う必要がある。各規制所管省庁は費用便益分析を行うに当たり金銭価値化という共通の単位に基づく分析、時間による価値変化(時間割引)を考慮に入れ、カナダ国民に規制の実施に要する費用を除いた純便益が最も生じる政策オプションは何かを検討する²⁴。

(ア)費用便益分析

規制影響分析を行うに当たり、便益、費用、発生する影響、利害関係者(カナダ国民、先住民、カナダ政府、関連する事業者等)を要素として考慮する必要がある。これらの情報は、カナダ政府の定める「カナダ費用便益分析ガイド(Canadian Cost-Benefit Analysis Guide Regulatory Proposals)」において、規制影響分析で考慮する要素(図表 10)や分析において考慮する要素(図表 11)として、整理されてい

²⁴ "Policy on Cost-Benefit Analysis" (Government of Canada)

⁽https://www.canada.ca/en/treasury-board-secretariat/services/federal-regulatory-management/guidelines-tools/policy-cost-benefit-analysis.html#app)

図表10:規制影響分析で考慮する要素

- 規制の便益
 - ▶ 健康、安心、安全、環境、経済的な利点等の経済社会的な影響が挙げられる。
- 規制のコスト
 - ▶ 規制の導入により、行政、消費者、事業者、関連団体等の関係者に対して発生するリソースの消費等の影響が挙げられる。
 - ▶ その他、規制の導入により発生するマイナスの影響が挙げられる。
- 発生する影響の検討
 - ▶ 非規制オプションを選択した場合の検討
 - ▶ 規制導入により生じる影響の包括的な考慮
- 利害関係者
 - ▶ カナダ国民、カナダの先住民、カナダ政府、事業者、分野別の関連団体、国外の貿易相手等が挙げられる。

出典:カナダ政府ウェブサイト等より富士通総研作成

これらの影響を分析する際には、死亡リスク回避のために支払っても良いと考える 支払意思額に基づく統計的生命価値、規制を構成する要素の影響度を把握する感度分 析、事業規模や地域など規制の影響が生じる対象を把握する分配面の分析などを行う。

図表11:分析において考慮する要素

- 割引率:
 - ▶ 現在価値から将来の相当額を算出する。
- 統計的生命価値:
 - ▶ 死亡リスクの低減等が挙げられる。
- 温室効果ガスの社会への影響
 - ➤ 二酸化炭素、メタン、窒素酸化物の排出により発生する社会的コストを算出する。
- 影響を考慮する期間:
 - ▶ 現在価値をベースとして、最低 10 年の期間を考慮する。
- 感度分析:
 - ▶ 費用便益の算出に与える影響の確からしさを確認する手段として用いられ、 影響度が大きい場合は実施が必要になる。
- 分布解析:
 - ▶ 規制導入により影響を受ける対象の事業規模、事業売上、年齢、地域、性別等が挙げられる。
- 透明性向上に向けた取組:
 - 利害関係者からの意見聴取や、規制影響分析報告書の作成が挙げられる。
- アカウンタビリティ:
 - 国家財政委員会が規制影響分析のモニタリング実施や、ガイドライン等を整備する。各規制所管省庁はガイドラインを遵守する。

出典:カナダ政府ウェブサイト等より富士通総研作成

[&]quot;Canadian Cost-Benefit Analysis Guide Regulatory Proposals" (Government of Canada) (https://www.tbs-sct.gc.ca/rtrap-parfa/analys/analys-eng.pdf)

規制導入による影響を検討するうえで、想定される費用便益を検討する必要がある。 カナダ政府の費用便益分析に関するガイドラインには、発生することが明確である要素の定量・定性的な記載に加えて、リスク等の不確実性が存在する場合には統計的処理等により、リスク分析を行うことが定められている²⁶。

これらの要素を考慮して費用便益分析を作成する。各規制所管省庁は、カナダ政府により定められる費用便益分析フォーマットに基づいて、費用便益分析表を作成し、規制影響分析報告書に掲載する。費用便益分析表には、金銭価値化できる要素、定量化のみの要素、定性的な要素を記載し、費用対効果を示すことが求められている。

1年目 2年目 3 年目 … │ 10 年間の純便益 分類 年間の純便益 A. 費用便益分析 【金銭価値化】 便益 費用 純便益 【定量化(のみ)】 便益27 費用 【定性的】 便益28 費用 B. 費用対効果 効果29 費用 効果に対する 費用割合

図表12:費用便益分析フォーマット

出典:カナダ政府ウェブサイト等より富士通総研作成

規制影響分析報告書において、各規制所管省庁はカナダ国民や事業者等の依頼など 必要に応じて分析結果の算出に至った理由や利用した情報を説明することが求められ る。

<u>(イ)「"One-for-One"Rule」及び「スモールビジネスレンズ」</u>

[&]quot;Canadian Cost-Benefit Analysis Guide Regulatory Proposals" (Government of Canada) (https://www.tbs-sct.gc.ca/rtrap-parfa/analys/analys-eng.pdf)

²⁷ カナダでは年次の価格変動率を考慮して算出した数値を「金銭価値化」、考慮していない数値を「定量化」と定義している。

²⁸ 定性的な便益を記載

²⁹ 「A. 費用便益分析」における【定量化 (のみ)】された便益を記載

規制の導入・改正時の事前評価において、事業者への負担が生じる場合には、その負担を削減する制度があり、規制の導入・改正により生じる行政手続コストを既存規制におけるコスト、または規制自体の数を削減することで相殺する「"One-for-One" Rule」、中小企業に発生する負担を最小化するために想定される行政手続コストを整理する「スモールビジネスレンズ」という2つに分類される。

「"One-for-One" Rule」は、事業者の成長を促すため、事業者に課される行政手続コストの削減を目的として 2012 年 4 月から施行されている。「"One-for-One" Rule」では、規制所管省庁が事業者に新たに課される行政手続コストを 2 年以内に相殺することを示しており、それを規制影響分析報告書において明らかにするように定めている 30 。2012 年 4 月の施行後から 2014 年 6 月の期間の実績として、2,200 万カナダドルの行政手続コスト(年間では約 29 万時間に相当)、19 件の規制が削減されたと公表されている 31 。

「スモールビジネスレンズ」は、中小規模の事業者を対象に行政手続コストを削減することを目的にする制度であり、2012 年 2 月から施行されている。本制度の対象となる"中小規模の事業者"は、従業員 100 名以下の事業者、または年間収益が $3\sim500$ 万カナダドルの事業者と定義されている 32 。策定・改正する規制が本制度の対象となる場合、規制所管省庁は、①「利害関係者との関係性や規制策定プロセスの透明性(Communication and Transparency)」、②「規制の合理性(Simplification and Streamlining)」、③「事業者の遵守事項の標準化 33 (Implementation, Compliance and Service Standards)」、④「規制の柔軟性 34 (Regulatory Flexibility Analysis)」、⑤「規制の立証責任 35 (Reverse Onus)」の観点に基づき適切に検討されているかを確認する 36 。

なお、2018年9月以降は、内閣指令の変更に伴い、これらの2つの制度は過去資料

(https://www.canada.ca/en/treasury-board-secretariat/services/federal-regulatory-management/one-for-one-rule.html)

[&]quot;One-for-One Rule" (Government of Canada)

[&]quot;Backgrounder - Legislating the One-for-One Rule" (Government of Canada)

⁽https://www.canada.ca/en/treasury-board-secretariat/services/federal-regulatory-management/backgrounder-legislating-one-for-one-rule.html)

 $^{^{32}}$ "Hardwiring Sensitivity to Small Business Impacts of Regulation: Guide for the Small Business Lens" (Government of Canada)

⁽https://www.canada.ca/en/treasury-board-secretariat/services/federal-regulatory-management/guidelines-tools/guide-small-business-lens.html)

³³ インターネットを含めた行政の相談窓口の設置による事業者間の公平性の担保など。

³⁴ 遵守事項の猶予期間の設置や報告義務回数の最小化するなど。

³⁵ 選択する政策オプションのコストは検討された政策オプションの中で最小か、最小でない場合は正当な理由があるか。

³⁶ "Small Business Lens Checklist" (Government of Canada)

⁽https://www.canada.ca/en/treasury-board-secretariat/services/federal-regulatory-management/guidelines-tools/small-business-lens-checklist.html)

ウ 利害関係者からの意見聴取

カナダ政府は、規制の検討、評価、導入の規制策定に関する各段階において影響を受ける利害関係者からの意見を反映するように定めている。カナダ政府は利害関係者からの意見聴取を行う際の原則として、①利害関係者からの意見が適切であれば反映するという実施意義(Meaningfullness)、②情報公開と最も影響を受ける利害関係者の特定(Openness and balance)、③意見聴取の実施や意思決定プロセスの透明性(Transparency)の確保、④意見聴取過程で提示された情報を規制影響分析報告書において明示することによる行政のアカウンタビリティ(Accountability)を確保するよう定めている³⁷。

利害関係者からの意見聴取は、計2回実施される。国家財政委員会の承認を受けて公表される1回目(Part I)、第1回目の意見聴取結果を反映してカナダ総督の承認を得て公表される2回目(Part II)の意見聴取が存在し、規制はこれらの2段階の意見聴取を経て正式に成立することになる。

利害関係者からの意見聴取を行うに当たり、各規制所管省庁は意見聴取の計画を作成する。意見聴取の計画作成では、まず、規制策定の理由や目的の明確化、カナダ政府の政策との整合性など行政内部の分析(internal scan)、国民の関心など行政以外に関係する事項の分析(external scan)を行う。

次に、規制策定及び意見聴取の実施までのタイムラインを設定し、連邦政府の関係 省庁や州政府等の関係機関との調整過程を明らかにする。その上で、対象となる利害 関係者の範囲を定め、意見聴取の実施において生じる費用見積を算出する。これらの 事前検討に基づき、意見聴取を実施する。意見聴取の実施では、全ての利害関係者に 公平かつ十分な情報が共有されており、個人的な意見表明は行わないといった最低限 のルールを設置する。

また、カナダ公共サービススクールでは、利害関係者からの意見聴取に関係する調整、交渉、紛争解決に関して学習コースを提供している。各規制所管省庁において、 意見聴取の実施に関係する職員は、学習コースを受講することが推奨されている。

-

[&]quot;Guidelines for Effective Regulatory Consultations" (Government of Canada) (https://www.canada.ca/en/treasury-board-secretariat/services/federal-regulatory-management/guidelines-tools/effective-regulatory-consultations.html)

第3章 カナダの規制影響評価の優良事例

A) 規制の影響評価の優良事例収集の観点

規制の影響評価の優良事例収集では、①利害関係者の意見反映、②定性的な便益と定量分析の連携、③影響評価における定量・定性評価の質の高さの3つの観点から整理した。

① 利害関係者からの意見聴取が十分に影響評価に反映された事例

規制による影響を正確に把握するために、利害関係者からの意見聴取といった情報収集は有効な手段である。特に、各規制所管省庁が提示した政策案に対し、影響評価における利害関係者からの意見聴取を通じて、新たな意見の反映や政策が選択された事例は、影響評価が意思決定に結び付いている優良事例として位置付けることができる。

② 定性的な評価と定量的な評価の連携事例

影響評価では定量分析が原則であるものの、分析対象の特性により定量評価が困難な 事例も存在する。そのため、定量評価が困難な事例では柔軟に定性評価を取り入れて、 連携するなど、定性評価の質が高い事例は、影響評価手法自体の優良事例として位置付 けることができる。

③ 影響評価における定量・定性評価の質が高い事例

多くのエビデンスに基づいて金銭価値化を行うなど、影響評価における定量評価の質が高い事例は、影響評価手法自体の優良事例として位置付けることができる。また、社会面における影響や環境面でのリスク等、定量化が困難な指標を可能な限り定量化し分野を超えた影響を比較した事例や、必要に応じて定性評価と連携することで、より正確に影響評価をした事例も同様に影響評価手法自体の優良事例として位置付けることができる。

B) 規制の影響評価の優良事例

① 優良事例(1):利害関係者からの意見聴取が十分に影響評価に反映された事例 - 「種子法の改正」に係る影響評価報告書(カナダ農務・農産食品省)

カナダの規制影響評価の過程では、利害関係者からの意見聴取の実施が2度設定されており、意見聴取後には反映点の記載が求められている。利害関係者からの意見聴取が反映された事例として、カナダ農務・農産食品省(Agriculture and Agri-food Canada: AAFC)により、2014 年 6 月に公表された「種子法における規制の改正(Regulations Amending the Seeds Regulations)」を取り挙げる。

(ア) 本事例の規制影響報告書の要旨38

本事例で取り上げる規制影響分析報告書の影響度は「低」であるため影響は限定的であり、利害関係者からの意見聴取がどのように反映されたかが規制影響分析の中心となっている。

図表13:本事例における費用便益の総括表 (参考)

便益	コスト
109,515 カナダドル	0

本事例の規制影響分析報告書に基づいて要旨を記載する。

背景:

種子法は、カナダにおいて販売される種子や輸入される種子を、カナダ食品検査庁 (Canadian Food Inspection Agency: CFIA) に登録することを定めた規制で、カナダ政府が、①健康・安全性確保、②植物の特性把握、③品種の把握、④情報収集、⑤耐病性や質の改善を目的としている。

種子法は登録に係る負担を削減するため 2009 年 7 月に改正され、3 つの登録分類 が設置された。第 1 の分類には大麦等の穀物や豆類が該当する。第 1 の分類ではフィールドや実験室における登録前試験(Pre-registration testing)とともに、カナダ食品検査庁に代わって官民の専門家から構成される委員会が実施するメリット評価(Merit assessment)の両試験 39 の実施が求められる。第 2 の分類にはベニバナが該当し、登録前に官民の専門家から構成される委員会の監督のもとで試験を行うが、メリット評価は不要とされる。第 3 の分類には園芸植物や牧草等が該当し、登録前試験、メリット評価がともに不要とされる。

2014 年時点で、カナダでは 53 の作物が登録手続中の状態にあり、3,329 の品種が登録されている。カナダにおける種子市場の規模は 39.5 億カナダドルであり、14,200 名の雇用を生んでいる。39.5 億カナダドルのうち 3.61 億カナダドルは、品種改良や調査、11 億カナダドルは種子を生産するための費用となっている。

論点:

本改正では、産業側のニーズ及び中小規模のビジネスに与える負荷を軽減するため、大豆油糧種子 (oilseed soybean)、飼料 (forage) を、第1の分類 (両方の試験を実施) から第3の分類 (両方の試験なし) に移動させることで、登録前にフィ

³⁸ "Regulations Amending the Seeds Regulations"

⁽http://canadagazette.gc.ca/rp-pr/p2/2014/2014-06-04/html/sor-dors114-eng.html) ³⁹ フィールド試験は品種の病原性を疫学的な視点から確認する試験で、メリット評価は新たな品種の登録が既存の規制や法令に抵触しないかを確認する作業である。

ールド試験及びメリット評価を行うことを免除した。また、品種の登録手続きを一時停止する場合には、中断とキャンセルの2つの方法があったが、申請者に対する 負担が変わらないことが判明したため、キャンセルのみに統一した。

目的:

本改正の目的は、大豆油糧種子及び飼料について、新たな品種を開発する事業者に対する負荷を削減し、新規事業参入を促進することがねらいである。そのため、 本改正では規制の制度は変更されない。

説明:

変更前の種子法において、大豆油糧種子及び飼料に関する新たな品種を食品検査庁の登録に関して、大豆の場合は1~2年の期間と平均750カナダドルの試験費用を要する。また、飼料の場合は多年性で成長に3~5年要するため、平均1,500カナダドルの試験費用が必要になる。洪水や渇水等の自然災害の影響を考慮すると、先行投資の影響は大きい。また、メリット評価を免除することは、食品検査庁の職員の審査時間を減少させることにもつながる。

利害関係者からの意見聴取の結果:

大豆油糧種子及び飼料の登録規定の変更は 2009 年頃から利害関係者を集めた議論⁴⁰が行われてきた。これらの議論を踏まえて、2013 年 3 月に規制影響分析の結果がカナダ官報(Canada Gazette)Part I として一般に 75 日間公表され、公式に利害関係者からの意見聴取が行われた。その結果、食品検査庁は 153 通⁴¹の有効な回答を受領した。回答の主な内容は、①大豆油糧種子及び飼料の登録分類を変更しない場合には新たな品種の生産が遅れる、②遺伝子組換を行った品種の安全性評価は別途求められるため、評価試験による負担が重複している、③登録前試験の一時停止は再開時にキャンセルと同様の手続きの実施が求められるため必要性が高くないということであった。

本改正は官報として公式に利害関係者からの意見聴取を実施する以前にも、2007 ~2012 年にかけて利害関係者から情報収集をしている。これらの情報収集を通じて、本改正により、食品検査庁への登録時に必要な行政手続コスト等が減少するため、品種改良に従事する事業者の自由度や選択肢拡大につながる。

"One-for-One" Rule:

^{40 2009} 年 10 月には利害関係者を対象にしたワークショップを実施し、約 1,500 の利害関係者から 2010 年 3 月にフィードバックを受ける等の取組が行われた。

⁴¹ 主な内訳は、個人 136 通、事業者等 6 通、その他利害関係者 11 通となっている。

食品検査庁の記録によると、第1の分類において登録時に求められる2つの試験において利害関係者に生じる行政手続コストに関して、本改正により合計で年間約109,515カナダドル削減可能である。食品検査庁に登録している利害関係者数は56社であるため、本改正により事業者あたり年間約1,956カナダドルの費用の節約が可能であると推定できる。

行政手続コストのうち、フィールド等で行う登録前試験には年間約 73,636 カナダドル、メリット評価には年間約 45,804 カナダドルの費用の節約が可能であると推定できる 42 。また、利害関係者からの意見聴取の結果、登録前試験に関して事業者あたり平均 16 時間の試験時間が削減可能になることが分かった。

費用算出に利用したデータは、利害関係者からの意見聴取に基づいて確認した。 2012年3月に利害関係者からの意見聴取を行い、2012年9月に再度、利害関係者からの意見聴取を実施した。行政手続・遵守コストは、過去5年に大豆油糧種子及び飼料に関して食品検査庁に登録していた利害関係者を対象に、規制遵守に要する時間、行政手続に要する時間、規制遵守・行政手続に従事する職員数と人件費単価を確認し、回答には食品検査庁がコンタクトした32の事業者のうち、参加した6つの事業者の結果を平均して算出した。

スモールビジネスレンズ:

本改正の影響を受ける対象である中小企業は、29 社になる。食品検査庁への登録時に求められる試験が不要になることで、中小企業は記録・報告書の作成、データのレビューといった作業を削減することができる。中小企業等を対象にした意見聴取結果を通じて、この削減可能な負荷は年間約 114,426 カナダドル⁴³になると算出できるため、事業者あたり約 3,946 カナダドルの負荷が削減できるといえる。

合理性:

本改正は、事業者に生じる規制による負荷⁴⁴を削減するカナダ政府の原則を満た すとともに、大豆油糧種子及び飼料の新たな品種が新規に市場参入することの促進 につながる。また、食品検査庁への登録手続きを一時停止する方法としては、「中断」 というオプションの必要性が低いため、「キャンセル」というオプションで統一する。

導入・執行・サービス基準:

42 登録前試験及びメリット評価に要する行政手続コストの両試験には、求められるデータの記録やレビュー等の重複する部分があるため、合計額の算出では重複分を考慮する必要があると推察される。

⁴³ 中小企業に対象を限定した際の負荷を指す。

^{44 &}quot;One for One" Rule やスモールビジネスレンズなどにおいて詳細を記載。

本改正は成立と同時に施行された。大豆油糧種子及び飼料の新品種登録は、食品 検査庁による詳細なレビューが必要か、申請書に記載されている情報で審査可能か によるが、原則8週間に設定される。食品検査庁は、実際の運用状況に応じて今後 の登録期間を見直すよう想定している。本改正の成立後は食品検査庁のウェブサイ トに掲載されるとともに、関連する情報は食品検査庁が発行するメーリングリスト を通じて利害関係者に周知される。

(イ) 本事例の優良要素

本事例は、食品検査庁への登録分類を利害関係者からの意見聴取を通じて、事業者が食品検査庁への新しい品種の登録分類を変更した。変更にあたり食品検査庁は、利害関係者からの意見聴取を通じて、事業者に生じている負担や行政手続コストを把握し、大豆油糧種子と飼料の登録分類を、登録前のフィールド試験やメリット評価が不要な第3の分類(両方の試験なし)に変更した。

食品検査庁は正式に規制影響分析を実施する以前からも意見聴取を実施しており、第1の分類から第3の分類への変更に関する要望は、これまでも利害関係者から主張されていた。しかし、実際に生じている現状の負担を正確に把握するため、本事例の規制影響分析を実施するに至った。大豆油糧種子、飼料を分類変更の対象としたのは、これらの生産に従事する中小企業の事業者手続コストを削減し、市場競争力を高めることが目的である。また、食品検査庁への登録における、「中断」と「キャンセル」というオプションでは、申請に必要な書類申請等の手続きが実質同じであることが、利害関係者からの意見聴取から判明したため、「キャンセル」のみに統一した。本事例は利害関係者からの意見聴取の結果が十分に規制影響分析に反映された優良な事例であるといえる。

② 優良事例(2):定性分析と定量分析の連携事例

カナダの規制影響評価では影響度が「中」を超える場合に費用を定量化することが 義務付けられている。ただし、インタビュー結果によるとカナダの規制所管省庁は影響度が「低」の場合でも多くは費用を定量化しているとのことである。

定性分析と定量分析の連携事例では、①食品検査庁が 2018 年 6 月に公表した「食料・医薬品に関する規制・ビールに関する規制の改正 ("Canada Gazette, Part I, Volume 152, Number 24: Regulations Amending the Food and Drug Regulations (Beer))」、②カナダ環境省 (Environment Canada⁴⁵) が 2016 年 7 月に公表した「西洋コーラスカエル保護に関する緊急指令 (Emergency Order for the Protection of the Western Chorus Frog

. .

⁴⁵ 2018 年時点ではカナダ気候変動省(Canada Environment and Climate Change)に組織 改編

(Great Lakes / St. Lawrence — Canadian Shield Population))」を取り挙げる。これらの2つの事例は、定量化できない便益を定性的に扱ったものを加味することで、規制の改正を正当化した事例である。

ア「食品・医薬品規制の改正(ビール)」に係る規制影響報告書(食品検査庁)

本事例で取り上げる規制影響分析報告書の影響度は「低」であるが、費用は定量化されている。本事例は便益を定性的に提示することにより改正を正当化している。本事例の規制影響分析報告書に基づいて要旨を記載する。

図表14:本事例における10年間の費用便益の総括表(参考)

便益	コスト
定性的に記載	5,479,747 カナダドル

(ア) 本事例の規制影響報告書の要旨46

論点:

ビール業界の事業者は新たな素材を使用したビール生産を検討している。しかし、食品医薬品規制 (Food and Drug Regulations: FDR) は30年間改正がされておらず、現状の規制の「ビール類(ビール、エール、スタウト、ポーター、モルト)」の基準には言葉による明確な定義がされていないため、新たな素材が規制に合致するかを事業者が自身で判断することは困難である。加えて、食品・医薬品規制により定められる基準は、ビール、エール、ポーター、モルトといった種類ごとに存在し混乱の原因にもなっている。その他にも、アレルギー物質、グルテン、亜硫酸塩類などが添加される場合にラベル表示をするなど情報開示に関する基準が設定されていない。

背景:

現状、ビール等として表示可能な飲料は食品・医薬品規制により基準が定められている。食品・医薬品規制が定めるビール等の基準に達していない製品は、「アルコール性飲料」、「クーラー」、「モルト風飲料」といった表示が必要になる。

カナダではビール業界の成長が高く、関係会社の買収や合併、新たなスタートアップ企業による操業が行われている。1990 年時点のカナダにおける醸造所数は 62 であったが、2017 年には 750 に増加した。カナダにおけるビール等の需要は高まっており国内外から新たな商品が流通し始めている。

[&]quot;Canada Gazette, Part I, Volume 152, Number 24: Regulations Amending the Food and Drug Regulations (Beer)" (Government of Canada)

⁽http://www.gazette.gc.ca/rp-pr/p1/2018/2018-06-16/html/reg1-eng.html)

目的:

食品・医薬品規制におけるビール類(ビール、エール、スタウト、ポーター、モルト)の判断の基準を改正(提案)する目的は、次の4点である。①ビール類として分類する基準の重複を減らし混乱を解消、②ビール類の製造に関して新たな材料や化合物を使用できるようにビール類の定義の範囲を拡大、③ビール類として区分する統一的な基準を設置、④既存の基準で混乱を招く表現を修正、でありカナダで販売される全てのビール類に適用される。

説明:

ビール類の定義に関しては、発酵にイースト菌以外の微生物を使用することも可能にしており、製造工程の変更やイノベーションのきっかけになり得る。

本改正では残留糖度の割合を全体の4%以下にするように定めることで、「クーラー」、「モルト風ビール」といったアルコール性飲料と区別することができる。

着色に使用するカラメル等の食品添加物・化学物質の使用に関して、事業者は保健省(Health Canada)が公表する食品添加物(Permitted Food Additives)リストにおいて使用が許可されているかを確認しなければならない。

現在、存在するビール、エール、スタウト、ポーター、モルトのそれぞれの基準は、ビール類として統一される。エール、スタウト、ポーター、モルトといった表記をラベルに補足的に記載することは可能である。

これまでビール類は、アレルギー物質、グルテン、亜硫酸塩類などの表示に関して適用免除を受けていたが、改正後は、アレルギー物質として小麦が含まれているといった表示をする。

この改正は、2回目のカナダ政府の官報 (Canada Gazette PartⅡ) として公表された後に適用される。

費用便益:

【利害関係者】

本改正により影響を受ける利害関係者は、醸造者、小売業者、食品検査庁、保健省、消費者である。

【定性的な便益】

定性的な便益は、次のとおりである。

- ビール類商品のイノベーション機会の拡大
- ビール類商品のラベル表示方法を明確にし事業者の混乱を解消
- ビール類商品の基準を統一することで新商品を開発する事業者の負担を減少

- アレルギー物質の表示による健康被害の縮小
- 商品の材料に関する情報を開示することで消費者の生活の質を向上

【定量化されたコスト】

定量化されたコストは、①新たなラベル表示に関するコスト、②糖度を抑えるための材料変更など製造工程の変更に関するコスト、③糖度試験に関するコスト、④本改正に関する教育・学習コスト、⑤商品に加える食品添加物を食品検査庁に報告するコストが挙げられる。

【算出方法】

本改正の影響を把握するため、2017年7月にビール類商品の生産・販売に関係する800の(間接的な影響を含む潜在的な)利害関係者(製造、輸入業者等)に連絡して得た回答を基に10年間の割引現在価値を、次のとおり算出した。なお、本改正に直接的に関係する利害関係者は580のビール類商品の製造者と12の酒類管理委員会(Liquor Control Board: LCB)47が該当する。なお、現在価値は年率7%の割引率、10年の期間で算出している。

	事業者数(直接的に関係 する事業者において本規 制の影響を受ける事業者 の割合)	製品あたり平 均労働時間 ⁴⁸	影響を受ける1事 業者あたり製品数
ラベル表示	263 (45%)	19	40
糖度試験	77 (13%)	0.74	11
製造工程の変更	23 (4%)	87	2
教育・学習	592 (100%)	1	_
食品検査庁への登録	8 (1.4%)	2.5	9

図表15:改正により生じる影響範囲及び必要な時間

本規制において生じる影響範囲及び必要な時間から算出される費用は、次のとおりである。

- ラベル表示に関するコスト⁴⁹: 4,649,289 カナダドル
- 糖度試験に関するコスト⁵⁰:531,642 カナダドル

⁴⁷ カナダにおける酒類の輸入は、州法(酒類管理法)に基づいて設置される酒類管理委員会 (Liquor Control Board: LCB) により一元的に管理されている。

⁽https://www.jetro.go.jp/world/ga/04A-030101.html)

⁴⁸ 人件費単価は間接費等を含め、時間あたり 31.50 カナダドルと仮定

⁴⁹ ラベル表示の印刷費用は平均して規模の小さい企業では 431 カナダドル、中規模以上の企業では 6,250 カナダドルと試算。ただし、詳細な積算内訳は公表されていない。

⁵⁰ 試験を外注した場合は試験あたり 125 カナダドルの費用が発生すると試算。ただし、詳

- 製造工程の変更に関するコスト: 283,063 カナダドル
- 本改正により発生する教育・学習に関するコスト:15,222カナダドル
- 食品検査庁に報告するコスト:530 カナダドル

算出された各費用を合計すると、5,479,747 カナダドルになり、ビール業界、カ ナダ国民、カナダ政府の利害関係者に対する便益は定性的な影響として、ビール業 界におけるイノベーション機会の拡大、消費者の選択の自由、基準審査の簡素化に よるコスト減少などのように、それぞれ提示することができる。

図表16:本事例における費用便益分析の整理

A. 定量化·金銭(西値化による影響(現在価値:カナダド	`ル)
コスト		5, 479, 747
B. 定性的な影響		

プラスの影響

(ビール業界)

- ビール類商品のイノベーション機会の拡大
- ビール類商品の基準の重複を撤廃しラベル表示方法に関する混乱を解消
- ビール類商品の質の担保
- ビール類商品の基準を簡素化することで新商品を開発する事業者に対する 負担を減少

(カナダ国民)

- 商品の材料に関する情報を開示することで消費者の選択の自由の拡大と生 活の質の向上
- アレルギー物質を間違って摂取する事故防止
- ラベル表示によるアレルギー物質の確認の簡素化
- ビール類商品の種類の増加

(カナダ政府)

基準審査の簡素化によるコスト減少

マイナスの影響

- 中小規模の事業者は改正への適応により負担が発生
- ビール類として基準を満たさなければアルコール性飲料に分類
- カナダと異なる基準を持つ諸外国からの輸入では影響が生じる可能性

"One-for-One Rule":

本改正に関係する行政手続コストは、本改正に関する教育・学習コスト、食品検 査庁に報告するコストが存在する。2012年の現在価値から計算できる行政手続コス トは 1,397 カナダドルで、全体で 592 の利害関係者が存在することを考慮すると、 一利害関係者あたりに発生するコストはおよそ2カナダドル51になる。そのため、

細な積算内訳は公表されていない。

^{51 「}行政手続コスト (1,397 カナダドル)」÷「直接影響を受ける事業者数 (592 社)」か ら利害関係者(事業者)あたりの負担は、およそ 2.35 カナダドルとして計算できる。

本改正により生じる行政手続コストの影響は限定的と考えられる。

スモールビジネスレンズ:

従業員数 100 名以下の事業者を中小規模の事業者とすると、592 の利害関係者の うち 555 の事業者が対象になる。当初の選択肢は、2019 年の発行以後すぐに全ての 事業者に適用するということであったが、対象事業者数の多さのため 2 年の移行期間を設けることが望ましい選択肢と考えられる。

利害関係者からの意見聴取:

2014年3月に"ビール・カナダ"という 40 のビール類の製造に関係する事業者から構成される商工会が独自に実施した調査に基づき、食品検査庁は本改正の原案を提案した。食品検査庁は、利害関係者の意識把握と改正に関して理解を得るために 2014年から 2017年に渡りオンライン形式によるアンケートを実施した。

(算出方法に記載のとおり) 2017年7月に食品検査庁は800の利害関係者に対して、改正により生じる時間や費用に関して調査を行った。利害関係者からの意見聴取の結果、ビール類の残留糖の割合を4%以下にすることの賛意が得られた。また、ビール類に関してアレルギー物質、グルテン、亜硫酸塩類のラベル表示の例外規定をなくすことも、ビール類の化合物の種類の増加や消費者保護の観点から賛意が得られた。

諸外国との協力:

国際的に統一的なビールを定義する基準はない。例えば、米国産のビール類は、 含まれる残留糖の割合を4%以下にするという基準のもとで製造されていない。しかし、カナダでは今後も米国からの輸入品として受け入れる。ただし、ラベル表示 に関してはカナダの基準を適用することが望ましい。

2015年の統計によると、カナダにおいて消費されるビール類の割合は3%が米国産、6.7%が欧州産である。このことからも分かるように、カナダにおける外国産ビールの消費は限定的である。本改正はカナダ国内のビール業界の発展に寄与することを目的としている。

本改正が行われる食品・医薬品規制は食品検査庁の所管であるが、各州は州内における流通を規制することは可能である。

合理性:

本改正は、ビール類商品の製造業者、消費者、カナダ政府それぞれの利害関係者に、イノベーション機会の拡大、基準の統一による混乱の解消、ラベル表示による消費者への情報開示、規制者・消費者の判断基準の明確化などの利点を与える。

導入・執行・サービス基準:

本改正は、カナダ官報として正式に公表された後に効力を持つ。しかし、関連する事業者への本規制の適用には2年の猶予期間が設けられる。

ビール製造事業者のモニタリングや、市場での問題等は食品検査庁が引き続きフォローする。

(イ) 本事例の優良要素

本事例は定量化されたコストに対して、定量化できない便益を定性的に示すこと により正当化した事例である。本事例の影響度は「低」であるため、費用の定量化 は義務付けられていないものの、利害関係者からの意見聴取を通じて費用を定量化 している。定量化した費用に対して、事業者等の利害関係者、消費者であるカナダ 国民、カナダ政府のそれぞれの視点から定性的に便益を示した結果、改正に至った。 本事例では規制の改正により利害関係者に対するコストや行政手続コストが発生す るものの、規制影響分析を行い定量化した結果、一利害関係者あたりに直接発生す る費用は2カナダドルと限定されていることが分かった。そして、本改正により影 響を受ける事業者は主に中小企業であるが、規制の適用に2年間の移行期間を設け ることで負荷を約30%減少させることができる。また、消費者には定性的な便益が 発生する。これらの定性・定量分析を基に、国家財政委員会は本規制影響分析評価 書から事業者に発生する負荷が許容の範囲内であると判断したと考えられる。その 上で、利害関係者は定性的な便益が発生するため、費用より便益の方が高いと判断 し、本改正は正当化に至ったものである。本事例は定量分析により発生する費用を 明らかにしたうえで、定性的な便益を考慮しており、定性分析と定量分析を用いた 優良事例といえる。

なお、食品検査庁によると、規制影響評価では影響度が「低」でも可能な限り定量化を行っているとのことである。

イ「西洋コーラスカエル保護に向けた緊急指令」に係る規制影響報告書(環境省)

本事例で取り上げる規制影響分析報告書の影響度は「中」であり、費用は定量化されている。本改正は便益の定性的に示された便益により改正を正当化している。本規制影響分析報告書に基づいて、要旨を記載する。

図表17:本事例における10年間の費用便益の総括表(参考)

便益	コスト
(一部定量化) 566,047 カナダドル	9,400,000 カナダドル
+定性的な便益	

(ア) 本事例の規制影響報告書の要旨52

背景:

カナダ絶滅危惧種法(The Species at Risk Act: SARA)は、カナダにおいて絶滅の危機に瀕している種を保護することを目的としている。カナダ絶滅危惧種法に基づき、環境大臣は生息地保護指令の発行を、カナダ総督に推薦することができる。

本事例の対象となる西洋コーラスカエルは、オンタリオ州南部、ケベック州南西部を主な生息地としている。これらの生息地は都市化等の影響により自然破壊や環境変化が起きているため、保護政策を取らない場合は 2030 年までに、同種が絶滅してしまうリスクが予想されている。2010 年にケベック州は西洋コーラスカエルを絶滅危惧種として登録しているが、オンタリオ州は対応していない。

2013 年にも西洋コーラスカエルを保護する指令の発行が検討された。しかし、 2015 年 6 月に連邦裁判所は、西洋コーラスカエルは絶滅に瀕していないとして、 環境大臣に対して再考することを促した状態である。

論点:

2015 年 12 月に環境大臣は、西洋コーラスカエルの環境に関して、再度、情報を収集・整理し科学的見地から分析を加えた。新たな分析結果に基づき、環境大臣は早急な対応を取らなければ、西洋コーラスカエルの個体数は回復しないと結論し、改めてカナダ総督に指令発行を勧告し、カナダ総督はそれを受け入れた。

目的:

本規制は、西洋コーラスカエルの種の保存に関する緊急指令を発行し、同種の生息地を保護することを目的としている。

説明:

ケベック州のラ・プレーリ (La Prairie)、キャンディアック (Candiac)、サン・フィリップ (Saint-Philippe) にまたがる約 200 ヘクタール (約 2 km) の地域が西洋コーラスカエルの生息地であるが、本改正によりこれらの地域に土砂の運搬や建設を禁止する保護地区の領域を導入する。

非規制オプションの検討:

中央・地方政府は種の保護に関して責任を分担する。カナダでは地方固有の種

[&]quot;Emergency Order for the Protection of the Western Chorus Frog (Great Lakes / St. Lawrence — Canadian Shield Population)" (Government of Canada) (http://gazette.gc.ca/rp-pr/p2/2016/2016-06-29/html/si-tr36-eng.html)

に関しては地方自治体が対策を実施するように定められている。中央・地方政府はカナダ総督の保護指令に基づき、連邦政府が環境アセスメント、地方政府が保護に向けた具体的な施策を実施する。非規制オプションを選択する場合は、地方自治体が具体的な保護施策を実施しない可能性があり、西洋コーラスカエルの保護に向けた取組の効果は限定される。

費用便益分析:

【分析枠組み】

本規制影響分析は西洋コーラスカエルに関して、総合経済価値(Total Economic Value: TEV) を算出した。本規制影響分析では 2016~25 年を期間として設定し、2016 年の貨幣価値を基準に現在価値を年率 3 %の割引率で算出した。

規制を導入しない現状の政策を継続するシナリオと導入したシナリオを比較した結果、現状のシナリオでは西洋コーラスカエルの種の保存は保証できないと推定された。規制影響分析にあたり、①規制により種の回復が成功するかどうかには不確実性があること、②種の保存という便益は費用に比べて不確実であり、定量化には限界があること、③保護するという決定は将来変更することは可能だが、保護しないという決定は、個体群の喪失により種全体の回復を危険にさらすため、取り返しがつかないことが費用便益分析の課題として考慮された。

【便益】

西洋コーラスカエルの保護は生物多様性の観点から、健全な生態系、ひいてはカナダ国民の健康や繁栄につながる。西洋コーラスカエルの存在は生態系や気候変動の指標である。また、西洋コーラスカエルの鳴き声はカナダ国民の癒しにもつながるため、非消費的な直接利用価値(non-comsumptive direct use value)に位置付けられる。さらに、西洋コーラスカエルの個体や遺伝情報は、将来的に医薬品の開発等に使用される可能性、すなわちオプション価値、もあるといえる。不可逆的な結果が生じる場合には、多くの選択肢を残しておく方が、利点が多いことは経済理論的にも確かめられている。

規制によって保護される生息地は、湿地などからなり、規制は西洋コーラスカエルの生息数の回復に貢献するだけでなく、生態系保護などのコベネフィットを持つ。湿地ごとに多様であるため個別の定量化は困難であるが、文献調査によると、カナダの土地は湿地の存在により 1 へクタール(約 0. 01 km²)あたり約 1,000~50,000 カナダドルの金銭価値が生じるという先行研究53 が確認できる。

⁵³ Dupras, Jérôme, Mahbubul, Alam and Jean-Pierre Revéret. (2014). Economic value of Greater Montreal's non-market ecosystem services in a land use management and planning perspective. The Canadian Geographer / Le Géographe canadien 2014, 59 (1),

ケベック南部の湿地は1~クタール約 3,500~4,000 カナダドルの価値があるといった先行研究⁵⁴を確認することができる。本規制により西洋コーラスカエルの生息地である約200~クタールの湿地のうち約19~クタールの湿地が保護地区の対象となると想定されるが、この 19 ~クタールの湿地は文献調査からおよそ68,000~78,000 カナダドルの価値が生じると想定することができる。さらに、湿地の保護は希少なシダ類の保護にもつながる利点も考えられる。

【費用】

本規制により生じる主な費用は、保護地区の設置により"利便性"が下がることで起こる地価の減少である。先行研究の文献調査 55 により算出される土地の価値を基準にすると、土地が使用できなくなることによる地価の減少より、780 万カナダドルの損失が生じると推定できる。地価については、50%、85%、95%で感度分析 56 を行い、地価の85%の減少が適切かを検討した。

また、保護地区周辺に存在する地方自治体のインフラ施設の価値を同様に先行研究の文献調査⁵⁷に基づいて算出される価値から、保護区域内及び周辺に居住するはずの住民の減少等により、インフラ施設の価値が減少すると推定すると、160万カナダドルの損失が生じることが想定される。インフラ施設の価値については、現状の価値を基準に 50%の増加及び減少した場合のコストに関して感度分析を行い、平均の値を使用した。

【分配分析】

本規制では、関連する資源がカナダ全体でどのように移転可能かを検討することができる。ある利害関係者にとっての損失がもう一方の利害関係者にとって利益になるのであれば、カナダの社会全体における純粋な損失は生じないといえる。保護地区周辺における建設は遅れが生じるものの別の地域において実施することが可能である。そのため、開発業者、建設業者、ラ・プレーリ地区の地方自治体政府が分配分析により影響を受ける対象となる。

pp. 93-106.

He, Jie, Dupras, Jérôme and Thomas Poder. (2014). The value of wetlands in Quebec: a comparison between contingent valuation and choice experiment. Presentation for the Fifth World Congress of Environmental and Resource Economists. June 28-July 2, 2014, Istanbul, Turkey.

⁵⁵ "Landscaping and House Values: An Empirical Investigation" (Francois Des Rosiers, Marius Theriault, Yan Kestens and Paul Villeneuve)

⁽https://core.ac.uk/download/pdf/7162683.pdf)

⁵⁶ 感度分析は、変数が現在の値に与える影響を分析する方法 (P.15 参照)

[&]quot;The Effects of Open Space on Residential Property Values" (Elena G. Irwin) (https://www.jstor.org/stable/3146847?seq=1#page_scan_tab_contents)

"One-for-One Rule":

本規制において行政への報告、登録、義務等といった行政手続コストは発生しないため、"One-for-One Rule"は該当しない。

スモールビジネスレンズ:

本規制において、中小企業に対する遵守コストや行政手続コストは発生しないため、スモールビジネスレンズは該当しない。

利害関係者からの意見聴取:

環境省は2015年12月から2016年3月の期間にわたり利害関係者からの意見聴取として、22回の会議を実施した。ケベック州政府や地方自治体政府、土地所有者、環境保護等に関係する非営利団体の33組織から80名が会議に参加した。会議ではこれらの利害関係者に対し、計画する保護地区、保護地区内・周辺において制限される活動等が説明された。利害関係者からは周辺地域に対する投資が無駄になること、周辺地域における将来的な開発まで制限されることなどに対する懸念や現在進行中の建設に関しては対象外とするなどの意見が表明された。

将来的に制限される社会経済活動については現状の判断が困難であるため、情報共有など今後の官民の連携の必要性が確認された。

合理性:

本規制の影響により、周辺地域の地価やインフラの価値は下がると考えられる。 本規制はカナダ政府の「生物多様性に向けた戦略 (Canadian Biodiversity Strategy)」、「カナダの持続可能な発展戦略 (Federal Sustainable Development Strategy)」の目的にも合致する。また、カナダ政府が実施した「戦略的環境アセスメント (Strategic Environmental Assessment: SEA)」においても、本規制により環境面にプラスの影響が生じることが伝えられている。

導入・執行・サービス基準:

規制導入後に環境省は2年間を目途に利害関係者に規制遵守の方法を説明する計画を作成する。環境省において本規制を所管する規制執行部門(Enforcement Branch)は保護地区の立入や調査を実施する。規制執行部門は執行にあたり、地方自治体政府等と連携する。

効果測定及び評価:

環境省は本規制の導入状況を、カナダ政府の計画・優先施策に関する報告書

(Department's Report on Plans and Priorities)、成果報告書 (Departmental Performance Report) において報告する。

(イ) 本事例の優良要素

本事例は定量化されたコストに対し、定量化された便益が低くなっているものの、主に社会や環境の視点から不可逆性を含めた定性的な便益を考慮して、正当化した事例である。本事例の影響度は「中」であり、文献調査や利害関係者からの意見聴取により費用便益を定量化している。定量化されたコストは定量化された便益を上回っている。絶滅に瀕している種は一度失われると取り戻せないが、経済活動等への損益は移転することができる。将来的に多くの選択肢を残しておく方が、利点が多いと考えられることを理由に、絶滅危惧種の種の保全という社会環境上の重要性を、経済活動や周辺地域の地価への影響の重要性と比較検討し正当化に至った。そのため、本事例は定性的な便益と定量分析が連携した優良事例といえる。

③ 優良事例(3):影響評価における定量評価の質が高い事例 - 「複数セクターにおける大気汚染物質の規制」に係る規制影響報告書(環境省)

影響評価における定量・定性評価の質が高い事例として、環境省が2016年6月に公表した「複数セクターにおける大気汚染物質の規制」事例を抽出した。本事例の影響度は「高」であるため、費用の金銭価値化が求められる。本事例では、文献調査や利害関係者からの意見聴取を通じて改正により生じ得るコスト及び便益を算出した。本規制影響分析報告書に基づいて、要旨を記載する。

図表18: 本事例における 2016 から 2035 年の費用便益の総括表 (参考)

便益	コスト
6,851,470,000 カナダドル	492, 598, 000 カナダドル
+定性的な便益	

ア 本事例の規制影響報告書の要旨58

背景:

カナダ政府は産業分野の大気汚染物質規制について、2006 年 10 月から検討を開始した。カナダ政府は、州政府、地方自治体、産業界、企業、非営利団体等と積極的に意見交換を行ってきた。2012 年 10 月にカナダ政府、ケベック州を除く州政府、地方自治体は「大気質管理システム (Air Quality Management System: AQMS)」を関連する工場等に促すことに同意した。主な大気汚染物質を放出する機械として、

[&]quot;Multi-Sector Air Pollutants Regulations" (Government of Canada) (http://www.gazette.gc.ca/rp-pr/p2/2016/2016-06-29/html/sor-dors151-eng.html)

工場等で使用される①ボイラー及びヒーター、②エンジン、③セメント製造機が規制対象である。

カナダ環境省は、本規制に関するカナダの官報(Canada Gazette, Part I)を、利害関係者からの意見聴取のために 2014 年 6 月に公表した。利害関係者からの意見聴取は 60 日間の期間が設定された。

論点:

工場での製造過程等において発生する大気汚染物質である、二酸化硫黄(SO_2)、窒素酸化物 (NO_x)、揮発性有機化合物 (VOC_s)、微小粒子状物質 (PM2.5)、アンモニア (NH_3) は人体に悪影響を与えることで知られる。これらの大気汚染物質は、人体だけでなく、酸性雨の発生など地球環境に対しても悪影響を与えることが明らかになっている。大気汚染を制御するには、カナダの州及びカナダと国境を接する米国と調整を行う必要がある。そのため、連邦政府が大気汚染の制御を所管する。

2014年にカナダで排出された、主な大気汚染物質の産業分野の割合は、文献調査によると、二酸化硫黄(96%)、窒素酸化物(41%)、揮発性有機化合物(46%)、微小粒子状物質(23%)、アンモニア(59%)となっている。本規制では、影響度・割合が高い、二酸化硫黄と窒素酸化物を対象にする。

目的:

二酸化硫黄、窒素酸化物の排出量を減らし、カナダ国民の健康増進とカナダの環境の向上を目指すとともに、大気質管理システムの普及を図ることを目的とする。また、1991 年に米国と締結した大気質協定、国際連合欧州経済委員会(United Nations Economic Commission for Europe) が採択した、「越境大気汚染条約 (Convention on Long-Range Transboundary Air Pollution: LRTAP)」への貢献を目的としている。

説明:

ボイラー及びヒーターには排出継続監視システム (Continuos Emission Monitoring Systems: CEMS)を設置し、窒素酸化物の排出を確認する。排出基準は、規制策定後3年間の運用基準から検討する。

エンジンに関する規制では、排出量を各エンジン及び年間の総排出量ごとに規制を設定する。大気汚染物質の排出量の多い旧型のエンジンの使用については、2022年までにモニタリング結果を環境省に報告をする。

セメント製造において大気汚染物質が発生するのは、主に窯(キルン)を用いた 高熱処理過程である。環境省は、2018年からセメント製造に携わる事業者が窒素酸 化物や二酸化硫黄の大気汚染物質のモニタリングを開始することを定める規制を設 置し、その結果に基づき 2020 年を目途に高熱処理を行う窯のパフォーマンス基準を 設定することを予定している。

非規制オプションの検討:

現在、カナダにおいて大気汚染物質の排出を規制する統一的な基準は存在しない。 現行制度を維持すると、セクター横断的な規制、カナダ全体での規制は困難である ため、連邦政府の行動が必要である。大気汚染物質の排出に対する負荷税の設置や、 事業者ごとに排出量に上限を設定し、売買させる市場原理に任せる方法も考えられ るが、州や地方自治体に対する影響等の考慮が必要であり、大気汚染物質を減少さ せるという目的が希薄になると考えられる。

カナダ環境保護法(The Canadian Environmental Protection Act: CEPA)に基づき、州・地方自治体が任意で規制を設定する方法も考えられるが、効果は限定的である。カナダにおける大気汚染物質の排出を規制するためには、連邦政府がカナダ環境保護法に基づき、カナダ全体で統一的から強制的な基準を設定する必要性が高いと考えられる。

費用便益:

ボイラー及びヒーター、エンジン、セメント製造それぞれ費用便益分析、感度分析を行い、これらの中で最も影響を与える要素を明らかにするため、併せて競争分析が多を実施した。定量化(金銭価値化)を行うにあたり、2012 年の金銭価値を基準に、2016 から 2035 年の期間において年次3%割引率で現在価値を算出した。費用便益分析の算出では、環境省が作成した経済モデルがや環境大気濃度(大気汚染物質の割合)の変化を計測するシステム(A Unified Regional Air-Quality Modelling System: AURAMS)を使用して、州ごと、セクターごとの大気汚染物質の発生割合を確認した。これらのシステム等を用いて算出した割合を用いて、保健省の「大気汚染対策による健康改善便益を評価するツールを(Air Quality Benefits Assessment Tool: AQBAT))、環境省の「大気汚染の環境への大気汚染の環境改善効果を金銭価値化するモデルを(Air Quality Valuation Model 2: AQVM2)」を用いて、費用便益を

⁵⁹ 比較・競争の対象に関してそれぞれの特徴や要因を分析すること。

⁶⁰ 環境省の州・セクター別の大気汚染割合を算出するモデル(Energy, Emissions and Economy Model for Canada: E3MC)

[&]quot;Regional Air Quality Deterministic Prediction System (RAQDPS)" (https://weather.gc.ca/aqfm/index e.html)

[&]quot;Air Quality Benefits Assessment Tool (AQBAT)" (Government of Canada) (http://science.gc.ca/eic/site/063.nsf/eng/h_97170.html)

^{63 &}quot;Air quality"

⁽https://www.canada.ca/en/services/environment/weather/airquality.html)

算出している。

これらのツールやモデルを用いて、各州から意見聴取等を通じて把握した数値をセクターごとに算出する。便益では「カナダ国民の健康」と「カナダの環境」という2つの影響を考慮している。「カナダ国民の健康」では、本改正により防ぐことができると考えられる「早期死亡者数(Premature mortalities)」、「循環器系異状による緊急入院者数(Cardiac and respiratory emergency room visits)」、「ぜん息症状が続く日数(Asthma sympotom days)」、「非ぜん息性疾患による活動が制限される日数(Days of restricted activity in non-asthmatics)」という大気汚染物質により発症する健康へのマイナス要因を各州で推定し、主な汚染物質である微小粒子状物質(PM2.5)、オゾン(Ozone)、窒素酸化物ごとに算出している。

「カナダの環境」では、環境への影響として、「農業 (Agriculture)」、「建物の汚れ (Soiling)」、「大気の混濁度 (Visibility)」の 3 分野を挙げており、それぞれ作物の売上高の変化、各家庭が回避できる掃除費用等、各家庭への医療補助の変化という指標を用いて州ごとに便益を算出している。

費用に関しては、機器の使用を通じて生じる汚染物質を測定する試験、モニタリング、記録・報告する費用等を利害関係者への意見聴取等から算出している。

(ボイラー及びヒーター)

州ごとに算出されたこれらの費用便益を集計すると、ボイラー及びヒーターでは41,002万カナダドルの便益、8,973万カナダドルの費用が生じると算出することができる。

図表19:ボイラー及びヒーターに関係する費用便益

	便益	(2016-35年)	(百万カナダドル)	
カナダ国民の健康				388. 45
カナダの環境				21. 57
			合計 (便益)	410.02
	費用	(2016-35年)	(百万カナダドル)	
事業者に生じる費用				
直接費用 (Capital)				86. 23
行政手続コスト				0.39
行政に生じる費用				
執行・管理等				3. 10
			合計(費用)	89. 73

ボイラー及びヒーターに関連する便益のうち「カナダ国民の健康」に関しては、 各州・準州において発生する大気汚染等により生じる健康への影響を推定し、大気 汚染物質の分類ごとにツール及びモデル等を用いて経済価値に換算している。

図表20:ボイラー及びヒーター - カナダ国民の健康の詳細64 (2016-35年)

	本規制	川により制	限可能な悪	思影響	便益の経済価値(百万ドル)			
州・準州等	早期死 亡者数	循環器 系疾患	ぜん息 日 数	活動制 限日数	PM2.5	オゾン	NO _x	小計
ニュンド・ラ ンド・ラル 州	< 1	< 1	10	33	N/A	0.18	N/A	0.18
プリンス エドワー ド島州	< 1	< 1	< 1	< 1	N/A	0.38	N/A	0.38
ノバスコ ティア州	< 1	< 1	32	87	N/A	1. 10	N/A	1. 10
ニューブ ランズウ ィック州	< 1	< 1	80	240	N/A	2.59	N/A	2.59
ケベック 州	15	12	3, 400	12,000	19. 33	57. 68	8.66	85. 67
オンタリ オ州	13	12	3, 200	9, 400	6. 38	58. 57	6. 52	71. 46
マニトバ 州	3	4	1, 200	3,000	2. 43	16. 30	0.00	18.72
サスカチ ュワン州	11	9	3, 200	12,000	26. 19	29. 90	3.55	59.64
アルバー タ州	27	22	8, 400	31,000	50. 57	56. 71	35. 23	142.51
ブリティ ッシュコ ロンビア 州	1	2	560	1,800	0.88	4.96	0.11	5. 95
ユコン州	< 1	< 1	< 1	< 1	N/A	N/A	N/A	0.00
北西準州	< 1	< 1	10	21	N/A	0.25	N/A	0.25
ヌナブト 州	< 1	< 1	2	2	N/A	0.00	N/A	0.00
小計	71	62	20,000	70,000	105. 78	228.61	54.07	388.45

同様に、ボイラー及びヒーターに関連する便益のうち「カナダの環境」については、農業、建物の汚れ、大気の混濁の3つの分類で経済価値を算出している。これらの分類ごとにそれぞれ州・準州ごとに推計されている。

図表21: ボイラー及びヒーター - カナダの環境の詳細 (2016-35 年) (百万ドル)

	農業	建物の汚れ	大気の混濁	
州·準州等	作物の売上高の変	各家庭が回避できる	各家庭への医療補助	小計
	化	掃除費用	の変化	
ニューファ				
ンドラン	-	-	-	-
ド・ラブラ				

 $^{^{64}}$ 図表内に記載の「<1」は1以下の値を指し、「N/A」は情報の不足等から数値化できなかったことを意味する。

ドール州				
プリンスエ				
ドワード島	-	-	-	-
州				
ノバスコテ	0.02	_	_	0.02
ィア州	0.02			0.02
ニューブラ				
ンズウィッ	0.04	_	_	0.04
ク州				
ケベック州	0.71	0. 26	0.62	1.59
オンタリオ	2.02	0.21	0.88	3. 11
州	2.02	0.21	0.00	5.11
マニトバ州	1.17	0.01	0.85	2.04
サスカチュ	7. 68	0.15	0.95	8.78
ワン州	1.00	0.10	0.00	0.10
アルバータ	5. 37	0.13	0.44	5. 95
州	0.01	0.10	0.11	0.00
ブリティッ				
シュコロン	0.01	_	0.04	0.05
ビア州				
ユコン州	N/A		_	-
北西準州	N/A		_	-
ヌナブト州	N/A	-	-	_
小計	17.03	0.77	3.77	21.57

ボイラー及びヒーターに関連する費用のうち「直接費用」は、大気質管理システムの導入に関して発生する費用である。発生する費用は事業者が従事するセクター別に推計している。

図表22:ボイラー及びヒーター - 直接費用 (セクター別)(百万ドル)

セクター	2016 — 2020	2021-2025	2026-2030	2031-2035	小計
アルミニウ					
ム/アルミ	0.02	0.03	0.02	0.04	0.10
ナ					
卑金属製錬	1.87	3. 53	0.15	0.00	5.54
化学工業	8.58	6. 36	1. 36	0.94	17.24
有機肥料	0.29	1. 28	0.37	0.09	2.03
鉄鋼等	0.00	0.02	0.02	0.02	0.06
オイルサンド	11.03	10.26	6.02	3. 29	30.60
化学肥料	0.14	0.99	0.44	0.19	1.75
パルプ/紙	7.95	6.21	5. 69	0.40	20. 25
石油/天然 ガス	0.31	6.75	1.24	0.36	8.66
小計	30. 19	35. 43	15. 30	5. 32	86. 23

(エンジン)

エンジンでは、約6,400 百万カナダドルの便益、約394 百万カナダドルの費用が 生じると算出することができる。

図表23:エンジンに関係する費用便益

便益(2016-35 年)(百万カナダドル)				
カナダ カナダ国民の健康	6, 041. 89			
全 体 カナダの環境	355. 27			
事業者 燃料費用の削減	44. 29			
合計 (便益)	6, 441. 45			
費用 (2016-35 年) (百万カナダドル)				
事業者に生じる費用				
直接費用 (Capital)	251.04			
維持費用	28. 54			
行政手続コスト	6. 55			
機械の適正な運用の試験やモニタリングの費用	99. 27			
行政に生じる費用				
執行・管理等	8. 75			
合計 (費用)	394.14			

エンジンに関連する便益のうち「カナダ国民の健康」に関しては、各州・準州に おいて発生する大気汚染等により生じる健康への影響を推定し、大気汚染物質の分 類ごとにツール及びモデル等を用いて経済価値に換算している。

図表24:エンジン - カナダ国民の健康の詳細65 (2016-35年)

	本規制により制限可能な悪影響				便益の経済価値(百万ドル)			
州・準州等	早期死 亡者数	循環器 系疾患	ぜん息 日 数	活動制 限日数	PM2.5	オゾン	NO _X	小計
ニューファ ン ド ラ ン ド・ラブラ ドール州	2	2	260	740	N/A	9. 01	N/A	9.00
プリンスエ ドワード島 州	< 1	< 1	110	270	N/A	2.49	N/A	2.48
ノバスコテ ィア州	4	3	680	2, 400	3. 37	15.65	0.06	19.06
ニューブラ ンズウィッ ク州	3	3	540	1,500	N/A	14. 65	N/A	14. 63
ケベック州	35	34	8,800	25,000	16.38	159. 19	0.69	176. 25
オンタリオ 州	89	86	26,000	78,000	61. 36	374. 73	20.42	456. 12
マニトバ州	42	46	14,000	42,000	53. 29	163.70	1.33	218.35
サスカチュ ワン州	95	90	29,000	94, 000	153. 7 3	314. 10	21.80	489.83
アルバータ 州	870	710	280,000	1, 100, 0 00	1,668 .25	2, 063. 9 5	790. 2 9	4, 524. 8 6

 $^{^{65}}$ 図表内に記載の「<1」は1以下の値を指し、「N/A」は情報の不足等から数値化できなかったことを意味する。

-40-

ブリティッ シュコロン ビア州	26	22	8, 200	30,000	37. 63	87.75	4.21	129. 57
ユコン州	< 1	< 1	17	41	N/A	0.38	N/A	0.38
北西準州	< 1	< 1	91	190	N/A	1.17	0.05	1.22
ヌナブト州	< 1	< 1	24	68	0.10	0.03	N/A	0.13
小計	1,200	1,000	370,000	1,300,0	1,994	3, 206. 8	838.8	6,041.8
	1,200	1,000	370,000	00	. 09	1	6	9

同様に、エンジンに関連する便益のうち「カナダの環境」については、農業、建物の汚れ、大気の混濁の3つの分類で経済価値を算出している。これらの分類ごとにそれぞれ州・準州ごとに推計されている。

図表25:エンジン-カナダの環境の詳細(2016-35年)(百万ドル)

	農業	建物の汚れ	大気の混濁	
州・準州等	作物の売上高の変	各家庭が回避できる	各家庭への医療補助	小計
	化	掃除費用	の変化	
ニューファ				
ンドラン	0.01	_	_	0.01
ド・ラブラ	0.01			0.01
ドール州				
プリンスエ ドワード島	0.10			0 10
	0.13	_	_	0.13
州ノバスコテ				
ィア州	0. 15	_	_	0.15
ニューブラ				
ンズウィッ	0.18	-	_	0.18
ク州				
ケベック州	3.44	0.46	1.36	5.26
オンタリオ 州	13.55	0.48	2.56	16. 59
マニトバ州	13. 33	0.33	3. 55	17. 21
サスカチュ				
ワン州	97.82	1.00	7. 11	105.93
アルバータ	149. 1	12.94	45.83	207.89
州	143.1	12. 34	10.00	201.03
ブリティッ				
シュコロン	0.48	0.38	1.06	1.92
ビア州				
ユコン州 北西準州			0.01	0.01
スナブト州			0.01	0.01
小計	278. 20	15. 58	61. 49	355. 27
小町	218.20	10.08	01.49	555. Z1

エンジンに関連する費用のうち「直接費用」は、大気質管理システムの導入に関して発生する費用であるが、セクター別で推計すると 251.04 百万カナダドルのうち 219.9 百万カナダドルが石油/天然ガス、31.2 百万カナダドルが天然ガスを運搬するパイプラインから発生している。これらは主にブリティッシュコロンビア州、ア

ルバータ州、サスカチュワン州で発生すると推計されている。

図表26:エンジン-主な州の直接費用(2016-35年)(百万ドル)

州・準州等	2016-2020	2021-2025	2026-2030	2031-2035	小計
ブリティッ シュコロン ビア州	6.34	30. 44	-	-	36. 78
アルバータ 州	32.45	133. 57	-	3.60	169.61
サスカチュ ワン州	2.83	11.66	_	0.57	15.06
その他	10.83	18. 57	^	0.19	29. 59
小計	52.45	194. 23	_	4. 36	251.04

(セメント)

セメントでは、新たな機材や手続きの導入により約900万カナダドルの費用が発生するが、セメントの生成に関して発生する大気汚染物質は数値を把握することができないため金銭価値化せず、定性評価としてのみ記載している。

図表27:セメントに関係する費用便益

便益(定性評価)

【カナダ国民の健康】

- ・早期死亡者数の減少
- ・循環器系異状による緊急入院者数の減少
- ・ぜん息症状等による活動の制限の減少

【カナダの環境】

- ・微小物質等による清掃費用の減少
- ・大気の混濁の改善
- ・自然や生態系へのプラスの影響
- ・ブラックカーボン等短寿命大気汚染物質(Short-lived climate pollutants)の 排出の減少

【カナダの農業分野への環境面での影響】

農業生産性の向上

	費用 (2016-35 年)	(百万カナダドル)	
事業者に生じる費用			
直接費用 (Capital)			4. 12
運用費用			3.02
行政手続コスト			0.14
行政に生じる費用			
執行・管理等			1.44
		合計(費用)	8. 73

"One-for-One Rule":

ボイラー及びヒーター、エンジン、セメント、それぞれの分野で新たな規制の内容の理解に関する職員の研修、設備投資、データ収集と報告書の作成に費用が発生

する。特に初期段階では、規制の内容の理解、設備投資による負荷が発生すると考えられる。

スモールビジネスレンズ:

本規制において、中小企業に対する遵守コストや行政手続コストは発生しないため、スモールビジネスレンズは該当しない。

利害関係者からの意見聴取:

連邦政府、州政府、地方自治体、関連する事業者や非営利団体を対象に 2009 年から関係者からの意見聴取を行った。2014 年 6 月にカナダ官報で公表し、関係者からの意見聴取を公式に行った。公式な意見聴取は 60 日の期間が設置され、約 100 機関500 名が対象とされた。さらに、利害関係者からの意見聴取が終了した後にも利害関係者からの理解を得るため、環境省はカナダ石油生産者協会(The Canadian Association of Petroleum Producers: CAPP)や業界団体との意見交換を実施した。

規制導入における協力:

連邦政府、州政府、地方自治体の協力が本規制の導入には必要になる。行政に対する報告は規制を所管する連邦政府のみに統一するなど、事業者への負担は重複を避けている。カナダが米国と結んだ大気保全に関する協定(the Canada-United States Air Quality Agreement)を引き続き遵守することも重要である。

合理性:

大気汚染は呼吸器系疾患を引き起こす要因になるなど、カナダ国民の健康に悪影響を与える。州政府、地方自治体の権限では対応範囲が限定されるため、連邦政府がカナダ全国を対象に規制を導入することは適切である。

本規制では、ボイラー及びヒーター、エンジン、セメントを対象に設定したこれらは利害関係者からの意見聴取等を通じて、関係者の理解を得ている。本規制により、2016から35年において、2,036.5キロトンの窒素酸化物の排出を削減することが可能と想定される。

導入・執行・サービス:

本規制はカナダ環境保護法に基づいて設定される。環境省の職員が事業者の遵守の実態を、技術職員による工場の査察や国民からの通報等に基づき監査する。監査では、カナダ国境サービス庁とも連携する。違反が発覚した場合には、環境省の職員が原因を分析し過去の類似事例を参考に、カナダ環境保護法に基づいて罰則を執行する。

成果測定:

大気汚染物質の排出量は年間、2年間、5年間の3通りで計測する。事業者は、各セクターで使用した機器に応じて記録する。指標の適切性に関しては、カナダ政府の公表する「成果測定及び評価計画(Performance Measurement and Evaluation Plan)」 66を参照することが望ましい。

イ 本事例の優良要素

本事例は大気汚染物質の排出量を規制するために定量分析を行うことで、カナダ全国に統一的な基準を設置することに至った。本事例の影響度は「高」であり、費用便益分析では、カナダ政府が保有する大気汚染計測システムを活用して各州、各セクターの大気汚染排出量を計測した後に、健康や環境汚染を金銭価値化する独自のツールや、モデルを用いて大気汚染物質の排出削減により生じる効果を金銭価値化している。

費用の算出では、利害関係者からの意見聴取が政府公式の期間以外も含めて、長期間に渡り精力的に実施され、各州における手続きや事業者が対策する際に生じる費用、また導入が必要な機材や技術に関する実態把握とともに、規制導入に関する事業者の理解促進を行った。そのため、本事例は影響評価を通じてカナダ全国への影響を定量的に把握することを試みた定量評価の質が高い事例に位置付けることができる。

_

[&]quot;Handbook for Regulatory Proposals: Performance Measurement and Evaluation Plan" (Government of Canada)

⁽https://www.canada.ca/en/treasury-board-secretariat/services/federal-regulatory-management/guidelines-tools/handbook-regulatory-proposals-performance-measurement-evaluation-plan.html)

第4章 日本の規制政策評価の課題とカナダからの示唆

日本における規制の政策評価を取り巻く課題とカナダにおける規制の政策評価事例から得られる示唆との対応関係を整理するため、規制改革方針面・規制策定プロセス面・組織の権限設定面・職員スキル面・インセンティブ面の観点から以下図表のとおり整理した。なお参考情報として、平成29年度の「オーストラリアにおける規制の政策評価に関する調査研究」報告書、平成28年度の「EU(欧州連合)における規制の政策評価に関する調査研究」報告書、平成27年度の「英国における規制の政策評価に関する調査研究」報告書、平成27年度の「英国における規制の政策評価に関する調査研究」報告書から、それぞれ得られた示唆を合わせて示した。

① 規制改革方針

OECD の 2012 年勧告ではその最初に「規制の質のための明確な政府全体の (whole-of-government) 方針に、最上位の政治レベルにおいて取り組むこと」と書かれているように、規制改革の方向性を政治が打ち出すことが重要である。

規制改革における方向性を示す規制改革方針は、日本では政治的に特定テーマが挙げられ、その中で規制改革方針が決定される構図となっている。しかし、規制影響分析を活用するという姿勢などの事前評価に関する方針は特段見られない。なお、既存規制のうちの行政手続コストについては、2016 年度に検討が開始され、2020 年までに 20%削減するという取組が 2017 年度から各府省で始まっている。

カナダでは、2007年の政府予算案において 2008年 11 月までに事業者に遵守が定められる行政の要求事項及び情報提供義務(Administrative requirements and information obligations)を 20%削減する目標を定めた 67 。 2012年には「Red Tape Reduction Action Plan」が公表され、削減目標は設定されていないが "One-for-One Rule" など新規規制の導入により生じる行政手続コストを相殺するルールが設定された 68 。

オーストラリアでは、規制改革アジェンダの中で、規制遵守費用を毎年 10 億豪ドルずつ削減することを規定している。その前提として、2013 年の政権交代後に行われた規制改革では"Taking Stock"と呼ばれる既存規制・規則に伴う負荷の棚卸しを行い、政府全体としての規制負担(年間 700 億豪ドル)を明らかにしている。

欧州連合では、2015年に「より良い規制アジェンダ」を採択し、政策決定プロセスを さらに開かれたものにすることで透明性を確保するとともに、既存の法規制の見直しを 積極的に進めていくことが強調された。経済・社会・環境の観点による統合的アプロー

⁶⁷ "Budget 2007" (Department of Finance Canada)

⁽https://www.budget.gc.ca/2007/pdf/bp2007e.pdf)

^{68 &}quot;Red Tape Reduction Action Plan" (Government of Canada)

⁽https://www.canada.ca/en/treasury-board-secretariat/services/federal-regulatory-management/red-tape-reduction-action-plan.html)

チが大前提として位置付けられており、各規制所管総局の政策分野に応じて、それぞれ の観点の軽重が異なる形で導入されている。

英国では、前キャメロン政権が示していたように、「5年間で100億ポンドの規制負担を削減する」という目標を掲げており、企業規制の徹底的緩和が規制改革方針の大前提となっていた。ただし、各省庁の特性に応じた影響評価を行うことや第三者評価機関である規制政策委員会の委員に多様な観点を持つ専門家を任命しており、一定の社会的・環境的観点等が加わった規制改革方針が導入されていた。なお、欧州連合や英国では規制改革のスローガンとして「より良い規制(Better Regulation」を掲げている。

図表28:日本における課題とカナダ及び諸外国の参考要素(規制改革方針)

観点①:規制改革方針 日本における現状・課題 カナダからの示唆 政治的特定テーマが挙げられ、その中で 2007年の政府予算案において 2008年 11 規制改革方針が決定(事前評価は特に方 月までに事業者に遵守が定められる行政 の要求事項及び情報提供義務 針なし) 2017年6月に「規制改革実施計画」におい (Administrative requirements and て行政手続コストを 2020 年までに 20%削 information obligations) を 20%削減 減する目標を設定 する目標を設定 2012 年には「Red Tape Reduction Action Plan」が公表され、削減目標は設定され ていないが"One-for-One Rule"など新 規規制の導入により生じる行政手続コス トを相殺するルールを設定 オーストラリアからの示唆 EU からの示唆 英国からの示唆 (平成 29 年度参考) (平成 28 年度参考) (平成 27 年度参考) 規制改革アジェンダを設定 経済・社会・環境の観 企業規制の徹底的緩和が大 し、規制遵守費用を毎年 10 点による、統合的アプ 前提(例:100 億ポンドの規 億豪ドル削減 ローチを進めるため、 制負担削減) ● 2013 年の規制改革では既 規制改革担当第一副 各省庁の特性や第三者評価 存規制による負荷の棚卸し 機関である規制政策委員会 委員長を設置し、「より を実施 良い規制アジェンダ」を の専門性により、一定の社 導入 会的・環境的観点等による 各規制所管総局によ 規制改革方針が導入 って、それぞれの観点 の軽重は異なる形で 導入

出典:インタビュー結果・各種資料に基づき富士通総研作成

② 規制策定プロセス

0ECD では 2012 年の勧告の 4 番目において、「規制影響評価 (RIA) を, 新規規制提案 を固めるための政策プロセスの早い段階に組み込むこと」を挙げている。日本では、2017 年に 3 月には「規制に係る政策評価の改善方策」がとりまとめられ、RIA を含めた規制の政策評価と規制策定プロセスを一体化し、規制の全サイクルにおいて評価を活用する

ために、ステージごとの評価の活用の仕方が整理された。しかし、まだ規制策定プロセスにおいて影響評価書を活用することは見られていない。また、学識経験者などを交えた研究会・審議会等による規制の検討時や利害関係者からの意見聴取時にも影響評価書を議論の土台として活用することは見られない。加えて、規制策定プロセス上、影響評価書を途中段階で第三者評価機関が確認し、規制所管省庁に影響評価書の修正・再提出を要求する機能もないため、影響評価書は事後的な説明資料として提示されることがほとんどとなっている。

カナダの規制策定プロセスにおいて、利害関係者からの意見聴取は、規制影響分析報告書の作成のために不可欠な情報を収集する貴重な機会ととらえられ、また、規制影響分析報告書には意見聴取結果の反映状況を記載する必要がある。国家財政委員会事務局は直接的な拒否権限を持たないが、各規制所管省庁が提出する規制影響評価報告書を確認し、国家財政委員会に対して指示の反映の有無や反映されていない場合は懸念事項等を報告する機能を有している。そのため、事実上の規制監視機関(Regulatory Oversight Body)として機能している。事後評価は国家財政委員会事務局が一元的に確認しウェブサイトで公表している。さらに、政府の規制政策の方向性を示した政府指令を公表し、費用便益分析の算出方法などを指南するマニュアル・ツールの整備によるガイダンス機能の充実も、より有効な規制策定プロセスの構築に役立っている。

オーストラリアの規制策定プロセスにおいても、早い段階から影響評価書を活用することが不可欠となっている。利害関係者からの意見聴取を踏まえ規制影響分析(報告)が行われる。規制ベストプラクティス室には差戻し機能はないものの、規制ベストプラクティス室が評価結果を一元的に確認しウェブサイトで評価・分析結果を公開することで影響評価書の質を高める努力を各規制所管省庁に促している。そのため、事実上の規制監視機関(Regulatory Oversight Body)として機能している。事後評価は事前評価を実施せず首相権限で規制が導入された場合や経済的影響の大きな規制の場合に実施される。その他、規制に対する政府の方向性を示したガイドライン("The Australian Government Guide to Regulation")を基本として、規制の成果を高め負担を減らすためのフレームワーク("Regulator Performance Framework"及び"Regulatory Burden Measurement Framework")によるガイダンス機能の充実も、より有効な規制策定プロセスの構築に役立っている。

欧州連合の規制策定プロセスにおいても、「開始影響評価」の作成から始まり、影響評価書の作成プロセスが統合されている。特に欧州連合は各加盟国の連合体であり、各加盟国の規制策定プロセスが異なることもあり、欧州委員会や欧州理事会、欧州議会での共通的な議論の土俵として影響評価書が活用されている。利害関係者からの意見聴取も、影響評価書に必要な情報を収集するという観点から、影響評価書の原案を公表する形で実施され、また、利害関係者をロビー関係者としてインターネット上のサイトに登録する「トランスペアレンシー・レジスター」という仕組みも活用されている。また、独立

性を増し、規制監視機関(Regulatory Oversight Body)としての機能を持つようになった、規制精査委員会による影響評価書の審査を途中段階で挟むことにより、規制所管総局に対する意見提示機能が働き、影響評価書の質が担保されている。その他、事前評価時に事後評価項目の整理・連動を図る取組や事務総局による提案管理システム(アジェンダプラニングと呼ばれる情報システム)の存在、提案作成時に検討すべき観点を網羅した「より良い規制のためのツールボックス(Better Regulation Toolbox)」のガイダンス機能の充実(今後、定量化データベースの構築検討)などの取組も、より有効な規制策定プロセスの構築に役立っている。

英国の規制策定プロセスにおいても、早い段階から影響評価書が活用され、規制策定プロセスと影響評価書の策定が平行して進む仕組みになっている。また、利害関係者からの意見聴取時には影響評価書を活用して算出した費用便益が適切かどうかを検討することが義務付けられている。加えて、規制監視機関(Regulatory Oversight Body)としての規制政策委員会による影響評価書の審査を途中段階で挟むことにより、規制所管省庁に対する強力な差戻し機能が働き、影響評価書の質が担保されている。その他、事前評価と事後評価の連動性を高める取組や規制所管省庁独自のより良い規制プロセスを管理するためのポータルサイトやプロセス管理システムの導入、割引率等の計算を容易にする表計算ソフトフォーマットや「The Green Book」と呼ばれる政策評価マニュアルにおいて示される基準値などによるガイダンス機能の充実も、より洗練された規制策定プロセスの構築に役立っている。

観点②:規制策定プロセス

日本における現状・課題

- 規制策定プロセスにおける評価書の活用 なし
- 研究会・審議会等による規制の検討時や 利害関係者からの意見聴取時に評価書 の活用なし
- 途中段階の差戻し機能なし
- これまで事前評価と事後評価の連携なし
- 規制の政策評価に関するガイドライン及び 費用便益分析の算出において参考となる 原単位等のデータを整理した事務参考マ ニュアルの整備

カナダからの示唆

- 規制策定プロセスにおける評価書の活用
- 利害関係者からの意見聴取時には評価書が活用されており、規制影響分析報告書には意見聴取結果の反映状況を記載
- 国家財政委員会事務局は直接的な拒否権限を持たないが、各規制所管省庁が提出する規制影響評価報告書を確認し、国家財政委員会に対し指示反映の有無や反映されていない場合は懸念事項等を報告
- 事後評価は国家財政委員会事務局が一元 的に確認し、ウェブサイトで公表
- 政府の規制政策の方向性を示した政府指令を公表し、費用便益分析の算出方法などを指南するマニュアル・ツールの整備によるガイダンス機能の充実

オーストラリアからの示唆 (平成 29 年度参考)

- 規制策定プロセスにおける 評価書の活用
- 利害関係者からの意見聴取 を踏まえた規制影響評価 (報告)
- 規制ベストプラクティス室 (OBPR)に差戻し機能はない が評価・分析結果の公開に よる抑止力が存在(各規制 所管省庁は予備的アセスメ ントの段階から同室に規制 影響報告について相談)
- 事後評価は、事前評価が実施されず首相権限で規制が導入された場合や、規制の経済的影響が重大な場合に実施
- 規制ベストプラクティス室が 評価結果を一元的に確認 し、ウェブサイトで公表
- 規制に対する政府の方向性を示したガイドライン("The Australian Government Guide to Regulation") や規制の成果や負担を示したフレームワークによるガイダンス機能の充実

EU からの示唆 (平成 28 年度参考)

- 規制策定プロセスにおける評価書の活用
- 利害関係者からの意見 聴取時には評価書を活 用し検討
- 途中段階に規制精査 委員会の意見提示で 「ポジティブ」「ネガティ ブ」チェック
- 事前評価時の事後評 価項目の連動
- 事務総局による提案管理システム(アジェンダ プランニング)の存在
- 提案を作成する際の検 討すべき観点を網羅した Better Regulation Toolbox の存在による ガイダンス機能の充実
- 欧州委員会作業プログラムで規制全体を整理・優先順位付けし、各規制担当総局が効率的に規制立案

英国からの示唆 (平成 27 年度参考)

- 規制策定プロセスにおける 評価書の活用
- 利害関係者からの意見聴 取時には評価書を活用し 検討
- 途中段階の規制について、 政策委員会審査に強力な 差戻し機能が付加
- 事前評価と事後評価の連動
- 規制所管省庁に、より良い 規制プロセス管理の情報 が一元化されたポータルサイトやプロセス管理システム 導
- Impact Assessment Calculator などの表計算ソフトフォーマットや The Green Book に示される基準となる数値の存在によるガイダンス機能の充実

出典:インタビュー結果・各種資料に基づき富士通総研作成

③ 組織の権限設定

OECD は 2012 年の勧告において、3 番目に「熱心に,規制政策の手順や目的を監督したり,規制政策を支援・実施したり,これらによって規制の質の改善を促したりするメカニズムや組織を設置すること」としている。

日本における規制改革組織の権限設定は、特定テーマの規制改革は内閣府に置かれている規制改革推進会議が主に担当し、規制の政策評価制度全体は総務省行政評価局が担当している。各府省規制所管部門は影響評価書を作成し、総務省行政評価局は事後に影響評価書を確認(簡易なメタ評価)している。実際に実施されている規制の運用監査は、総務省行政評価局(評価監視機能)が特定テーマを選定・実施することで一部果たされている。

カナダにおける規制影響分析を所管する権限設定について、規制政策制度全体は国家 財政委員会事務局が担当し、各規制所管省庁の規制影響評価部門と連携し規制改革を進 めている。各規制所管省庁の規制改革部門が影響評価書を作成し、国家財政委員会事務 局が統一的に評価の質を確認している。先にも示したとおり、国家財政委員会事務局は 差戻し権限や拒否権を持たないが、評価の質や分析の妥当性等に関して、各規制所管省 庁に意見提示を行う。意見提示の受入は強制でないが、受け入れない場合、国家財政委 員会事務局は、政策判断を行う国家財政委員会に懸念事項として伝達する仕組みとなっ ている。最終的に閣僚から構成される国家財政委員会が政策の是非を判断する。

オーストラリアにおける規制改革組織の権限設定について、規制政策制度全体は首相 内閣省の規制政策所管部門(規制ベストプラクティス室含む)が担当し、各規制所管省 庁と連携し規制改革を進めている。各規制所管省庁の規制改革部門が影響評価書を作成 し、規制ベストプラクティス室が評価の質を確認している。事前評価を実施せず首相権 限で規制が導入された場合や経済的影響の大きな規制の場合は各規制所管省庁が事後評 価を実施する仕組みとなっている。

欧州連合における規制改革組織の権限設定について、規制政策制度全体は事務総局の作業プログラム担当が実施しており、欧州委員会内のガバナンスを確保している。規制の事前評価制度は、事務総局の影響評価担当が実施、事後評価や既存規制の見直しは事後評価・REFIT 担当が実施している。各総局の規制所管部門は影響評価書の作成、より良い規制ユニットは事務総局内の影響評価が適切に行われているかの検証、規制精査委員会は第三者評価(意見提示機能)を実施しており、影響評価を起点とした統合的なガバナンス確保が実現できている。欧州議会事務局にも事前の影響評価担当と事後の影響評価担当が存在し、欧州議会として独自の影響評価を行うことや欧州委員会の実施した影響評価の要約などを行っている。

英国における規制改革組織の権限設定について、内閣に置かれている規制削減小委員会が政治の側から、2018年現在、ビジネス・エネルギー・産業戦略省(BEIS)内に置か

れているより良い規制事務局が行政の側から、規制政策制度全体のガバナンスを担当している。既存規制の見直しは Cutting Red Tape が担当している。各省庁規制所管部門は影響評価書の作成、より良い規制ユニットは規制所管省庁内部において影響評価が適切に行われているかの検証、規制政策委員会は第三者評価(差戻し機能)を実施している。実際に実施されている規制の運用監査は、ビジネス・エネルギー・産業戦略省(BEIS)内に置かれているより良い規制運用事務局が実施している。

図表30:日本における課題とカナダ及び諸外国の参考要素(組織の権限設定) 観点③:組織の権限設定 日本における現状・課題 カナダからの示唆 ● 特定テーマの規制改革は内閣府の規制改 規制政策制度全体は国家財政委員会事 革推進会議が主に担当 務局が担当し、各規制所管省庁の規制影 響評価部門と連携 規制の政策評価制度全体は総務省行政 各規制所管省庁の規制改革部門が影響 評価局が担当 評価書を作成し、国家財政委員会事務局 が統一的に評価の質を確認 ● 各府省規制所管部門は評価書作成、総務 国家財政委員会事務局は、差戻し権限や 拒否権を持たないが、評価の質や分析の 省行政評価局は事後に評価書を確認(メタ 評価) 妥当性等に関して、各規制所管省庁に意 ● 他の OECD 加盟国と異なり、規制監視機関 見提示を行う。意見提示の受入は強制でな を有さないが、実際に実施されている規制 いが、受け入れない場合、国家財政委員会 の運用監査は総務省行政評価局が評価 事務局は、政策判断する国家財政委員会 監視機能で一部フォロー に懸念事項として伝達 ● 事後的に第三者評価を行う機能を持つ組 ● 閣僚から構成される国家財政委員会が政 織として会計検査院が存在 策の是非を判断 オーストラリアからの示唆 EU からの示唆 英国からの示唆 (平成 29 年度参考) (平成 28 年度参考) (平成 27 年度参考) 規制政策制度全体は内閣 規制政策制度全体は首相 規制政策制度全体は事 内閣省の規制政策所管部 務総局の作業プログラ の規制削減小委員会が担 門 (規制 ベストプラクティス ム担当が実施 当(内閣のガバナンス) 室含む)が担当し、各規制 規制の事前評価制度は ● 規制の事前及び事後評価 所管省庁の規制改革部門 事務総局の影響評価担 制度をより良い規制事務局 と連携 当が実施、事後規制・既 が担当、既存規制改革は 各規制所管省庁の規制改 存規制評価は事後評 Cutting Red Tape が担当 価・REFIT 担当が実施 革部門が影響評価書を作 規制監視機関として規制政 成し、規制 ベストプラクティ 規制監視機関として規 策委員会が存在 ス室が評価の質を確認 制精査委員会が存在 各省庁規制所管部門は評 首相内閣省に存在する規 各総局規制所管部門は 価書の作成、より良い規制 制ベストプラクティス室が規 評価書の作成(場合によ ユニットは省庁内検証、規 制影響報告の質を確認(拒 っては委託)、より良い規 制政策委員会は第三者評 否権はないが、事実上の監 制ユニットは総局内検 価(差戻し機能)を実施 視機関に位置付) 証、規制精査委員会は 生産性委員会や会計検査 第三者評価(意見提示 院という独立した第三者評 実際に実施されている規制 機能)実施 価機能を持つ組織が存在 欧州議会事務局に事前 の運用監査はより良い規制

当が存在

評価担当と事後評価担

運用事務局が実施

4 職員スキル

OECD の 2012 年勧告には明示的に書かれていないが、RIA の活用の基礎には一定の数の職員のスキルが確保されていることが必要不可欠である。

日本における影響評価担当職員スキルという観点からは、規制所管府省内に影響評価の検証スキルを保有した職員が存在しないことが挙げられる。また、規制の政策評価制度全体を所管する総務省行政評価局内に影響評価の検証スキルを保有した職員が存在しないことが挙げられる。一方、総務省行政評価局では、政策評価に関する研修において影響評価の研修メニューを一部用意している。

カナダにおける影響評価担当職員スキルという観点からは、規制所管省庁の規制影響評価部門に、影響評価に要するスキルを保有した経済学を専門とする職員が存在している。また、費用便益分析をはじめとした規制影響評価スキルに関して、規制の政策評価の所管機関や大学と連携した研修が用意されている。組織間異動は個人が希望すれば可能であり、これによりスキルの移転が図られる側面もある。さらに、職員の能力開発の支援、規制の改善に向けた取組、実務から得られた教訓等の情報共有を目的とした連邦規制者コミュニティでは優良事例や教訓の共有、また将来の規制のあり方に関する意見交換の機会が存在している。加えて、オタワ大学等と連携した教育制度(コース・講演等)が存在しており、豊富な職員スキル向上策が担保されている。

オーストラリアにおける影響評価担当職員スキルという観点からは、規制所管省庁の 規制改革部門に影響評価の検証スキルを保有した経済学・社会調査を専門とする職員が 存在している。また第三者評価機関である生産性委員会内にも影響評価の検証スキルを 保有した経済学者や社会調査学者が存在する。以上に加えて影響評価をはじめとした規 制改革を実現するための研修メニュー(オンライン研修等)が存在しており、規制所管 省庁によっては省庁独自の研修も実施している。検証スキル構築という観点からは、教 育の一環として規制ベストプラクティス室と規制所管省庁との人材交流も行われている。 規制に関する情報は規制ベストプラクティス室で一元的に管理されており、2013 年の規 制改革直後には規制所管省庁との情報交換・共有の仕組み確立に力点が置かれた(各組 織のスキル確立とともに情報交換・共有の機会は減少傾向にある)。

欧州連合における影響評価担当職員スキルという観点からは、規制所管総局により影響評価の検証スキル保有者の有無に違いがある。それを補うために、影響評価書の作成に当たっては外部委託を行うことが基本となっている。一方、第三者評価機関である規制精査委員会には影響評価検証スキルを保有した外部委員が存在している。以上に加えて、影響評価をはじめとしたより良い規制に向けた研修プログラム(利害関係者からの意見聴取や事後評価などのメニューあり)が存在していることや影響評価作業部会・利害関係者からの意見聴取を担当する職員間での情報交換を行う枠組みを通じた情報交

換・共有の仕組みがある。

英国における影響評価担当職員スキルという観点からは、規制所管省庁内に影響評価の検証スキルを保有した経済学者が存在することが挙げられる。また、第三者評価機関である規制政策委員会内にも影響評価の検証スキルを保有した経済学者や社会調査学者が存在することが挙げられる。以上に加えて、影響評価をはじめとするより良い規制に向けた人材スキル定義と研修メニューが存在しており、職員能力向上を図るための人材育成ガイドラインが確立している。さらに、各省庁の情報共有や共通課題解決のため、より良い規制ユニット会議を週1度実施して、情報共有を行っている。

図表31:日本における課題とカナダ及び諸外国の参考要素(職員スキル) 観点4:職員スキル 日本における現状・課題 カナダからの示唆 規制所管省庁の規制影響評価部門には、 規制所管府省内に、影響評価のスキルを 保有した職員が不在 影響評価に要するスキルを保有した経済 規制の政策評価制度全体を所管する総務 学を専門とする職員が存在 省行政評価局内に、影響評価の検証スキ 費用便益分析をはじめ規制影響評価に関 ルを保有した職員が不在 して、規制の政策評価の所管機関、大学と 連携した研修が存在。組織間異動は個人 ● 総務省行政評価局の政策評価に関する研 が希望すれば可能 修において研修メニューあり 連邦規制者コミュニティにおける優良事例 や教訓の共有、また将来の規制のあり方に 関する意見交換の機会が存在 ★ オタワ大学等と連携した教育制度(コース、 講演等)が存在 オーストラリアからの示唆 EU からの示唆 英国からの示唆 (平成 29 年度参考) (平成 28 年度参考) (平成 27 年度参考) 規制所管省庁内に影響評 規制所管省庁の規制改革 ● 規制所管総局により影 部門に影響評価の検証ス 響評価の検証スキル保 価の検証スキルを保有した キルを保有した経済学を専 有者の有無に違いあり 経済学者・社会調査学者 門とする職員が存在 の存在 第三者評価機関である 第三者評価機関である規 ● 第三者評価機関である生 産性委員会内に影響評価 規制精査委員会内にお 制政策委員会内に影響評 の検証スキルを保有する経 ける影響評価検証スキ 価の検証スキルを保有した 済学者・社会調査学者の ルを保有した外部委員 経済学者・社会調査学者 存在 の存在 の存在 影響評価をはじめ規制改 影響評価をはじめ、より 影響評価をはじめ、より良 革に向けた研修メニュー 良い規制に向けた研修 い規制に向けた人材スキル (オンライン研修等)が存在 プログラムの存在(コン 定義と研修メニューの存在 し、規制所管省庁は省庁独 サルテーション・事後評 自の研修も実施。また検証 価等が対象) スキル教育の一環として規 制ベストプラクティス室等と 人材交流あり 規制に関する情報は規制 影響評価作業部会やス│● 各省庁の情報共有や共通 テークホルダーコンサル 課題解決のため、より良い ベストプラクティス室で一元 化。2013年の規制改革直 テーションネットワーク等 規制ユニット会議を週1度

後は情報交換・共有に力点(各組織の自立とともに徐々に回数は減少傾向)

による情報交換・共有の 仕組みあり

実施

出典:インタビュー結果・各種資料に基づき富士通総研作成

⑤ インセンティブ

日本において、規制所管府省の担当者にとって、規制影響分析を早い段階から実施し、質の高い評価書を作成するインセンティブがあるかどうかという観点から見た場合、法律の場合は閣議決定までに、政令の場合はパブリックコメントまでに、評価書を公表すれば良いことになっており、規制の内容がほぼ定まってから評価書を作成することが常態化しているため、影響評価書の作成に早い段階から取り組むインセンティブはほとんどないのが現状である。また、総務省行政管理局(規制の新設審査)や内閣人事局(機構・定員等審査)との連動も実質的には行われていない。

カナダにおいて、規制所管省庁の担当者にとっての規制影響評価のインセンティブという観点からは、国家財政委員会事務局が影響評価の質を確認し、国家財政委員会に意見提示を行う。また、影響評価には二段階の影響分析プロセスが存在し、各段階で利害関係者から意見聴取を実施することが求められている。各規制所管省庁が作成する規制影響分析報告書は各段階で公開され、意見聴取で活用している。二段階目の公表では、一段階目の意見聴取結果の概要や反映事項を明示するように定められている。各規制所管省庁が作成する制影響分析報告書は、国家財政委員会事務局が確認し、評価の質や分析の妥当性等に関して、各規制所管省庁に意見提示を行う。意見提示の受入は強制でないが、受け入れない場合、国家財政委員会事務局は、政策判断をする国家財政委員会に懸念事項として伝達する仕組みとなっており、このことも規制所管省庁のインセンティブにつながっている。加えて、比例性原則が担保され、経済的な影響が中以上の場合に定量化が義務付けられており、コスト面も考慮されている。

オーストラリアにおいて、規制所管省庁の担当者にとっての影響評価のインセンティブという観点からは規制所管府省の影響評価の質を確認する規制ベストプラクティス室が、事実上の監視機関に位置付けられている。また影響評価のプロセス上、規制影響評価(報告)の作成が義務付けられており、予備的アセスメント及び二段階の影響分析が行われている。各規制所管省庁が規制影響評価(報告)の質が担保されているかを規制ベストプラクティス室がウェブサイトで公表することで、より質の高い規制影響評価(報告)を作成するインセンティブとなる。各規制所管省庁が予備的アセスメントを実施し、その結果から規制ベストプラクティス室が規制影響評価(報告)作成の必要性を判断する。ここでは比例性原則が前提となり、経済的な影響が小さい場合は作成される規制影響評価(報告)が簡易化されるなどコスト面も考慮されている。

欧州連合において、規制所管省庁の担当者にとっての影響評価のインセンティブという観点からは規制所管府省の影響評価の質を確認する規制精査委員会が第三者評価とし

て意見提示を行う。また、影響評価はプロセス上、開始影響評価が定義されており、影響評価書を当初から作成することが求められている。先にも示したとおり欧州連合は各加盟国の連合体であり、各加盟国の規制策定プロセスが異なることもあり、欧州委員会や欧州理事会、欧州議会での共通的な議論の土俵を作るツールとして影響評価書が活用されている。また規制精査委員会の意見提示機能があるため、早く質の高い影響評価書を作成するインセンティブがある。加えて、比例性原則があり、一定の条件に当てはまる規制案や「重要でない」規制案は影響評価の対象外となる。ただし、重要性や比例性の基準はない。

英国において、規制所管省庁の担当者にとっての影響評価のインセンティブという観点からは、規制所管府省の影響評価の質を確認する規制政策委員会が第三者評価を行い、場合によっては差戻しをする。また、規制影響評価はプロセス上、利害関係者との意見聴取の前後で2回影響評価書を作成・活用することが義務付けられており、そのタイミングまでに影響評価書を作成するインセンティブがある。また省庁内のより良い規制ユニットや第三者評価機関の規制政策委員会による差戻し機能があり、早く質の高い影響評価書を作成するインセンティブがある。加えて、重点的に実施する影響評価と簡易的に実施する影響評価を分けるファストトラック制度があり、重点的に実施する影響評価に注力することが可能な仕組みとなっている。

図表32:日本における課題とカナダ及び諸外国の参考要素 (規制所管省庁の担当者にとってのインセンティブ)

観点⑤:規制所管省庁の担当者にとってのインセンティブ カナダからの示唆 日本における現状・課題 規制影響評価書の作成は必要だが、法律 各規制所管省庁が作成する制影響分析報 の場合、閣議決定までに評価書を公開す 告書は国家財政委員会事務局が確認し、 れば良いため、評価書を早く作成するイン 規制案を承認する国家財政委員会に規制 影響評価が適切に行われているか助言 センティブはなし(規制の新設審査や機構・ 定員査定とも実質的な連動なし) 各規制所管省庁が作成する規制影響分析 報告書は各段階で公開され、意見聴取で 活用。二段階目の公表では、一段階目の 意見聴取結果の概要や反映事項を明示 注力する規制影響評価を選択する規制の トリアージにより、比例性原則が担保され、 経済的な影響が中以上の場合に定量化が 義務付け(実際には影響度低でも定量化 する例あり) オーストラリアからの示唆 EU からの示唆 英国からの示唆 (平成 29 年度参考) (平成 28 年度参考) (平成 27 年度参考) ● 規制所管府省が作成する ● 規制所管府省が作成す 規制所管府省が作成する 影響評価書の質を確認す る影響評価書の質を確 影響評価書の質を確認す る規制ベストプラクティス室 認する規制精査委員会 る規制政策委員会が第三 が意見提示(拒否権はない が第三者評価(意見提 者評価(差戻し機能)を実 が事実上の監視機関に位 示機能)を実施 施

置付け)

- 予備的アセスメント及び二段階の影響分析のプロセスが存在するが、何れのプロセスでも規制影響評価(報告)の作成が義務付け
- 各規制所管省庁が規制影響分析(報告)を手続きどおりに作成しているか、また作成された規制影響評価(報告)の質が担保されているかを規制ベストプラクティス室がウェブサイトで公表
- 各規制所管省庁が予備的 アセスメントを実施し規制ベストプラクティス室が規制影響評価(報告)作成を判断
- 比例性原則が担保され、経済的な影響が小さい場合は作成される規制影響評価(報告)が簡易化されるなどコスト面も考慮

- プロセス上、「開始影響評価」が定義されており、影響評価は当初から作成するインセンティブあり
- 加盟各国の政策形成の 共通の土俵を作るため のツールとしてのインセ ンティブあり
- 規制精査委員会の意見 提示機能があるため、早 く質の高い評価書を作成 するインセンティブあり
- 比例性原則があり、一定の条件に当てはまる規制案や「重要でない」規制案は影響評価の対象外(重要性や比例性の基準はなし)

- プロセス上、ステークホルダーとのコンサルテーションの前後で2回評価書を作成・活用することが定められており、そのタイミングまでに作成するインセンティブあり
- 省庁内のより良い規制ユニットや第三者評価機関の規制政策委員会による差戻し機能があり、早く質の高い評価書を作成するインセンティブあり
- 重点的に実施する影響評価と簡易的に実施する影響評価を分けるファストトラック制度があり、重点的に実施する影響評価に注力可能

出典:インタビュー結果・各種資料に基づき富士通総研作成

別添資料:カナダ現地インタビュー調査議事概要

A) 国家財政委員会事務局①(Regulatory Policy and Cooperation)

日 時		2018年8月27日(月)9:00~10:15
場所		国家財政委員会事務局会議室
国家財政委 員会事務局 参加者 大阪大学 総務省 富士通総研	国家財政委	● Ms. Kathleen McLellan, Advisor, Regulatory Policy and
	Cooperation	
	貝女争伤问	● Ms. Imaan Sandhu, Analyst, Regulatory Policy and Cooperation
	大阪大学	● 岸本教授
	総務省	● 塩田官
	富士通総研	◆ 佐藤

① 国家財政委員会事務局の役割

- 国家財政委員会事務局 (Treasury Board Secretariat) は、主に政府内の調整・管理 を行っており、財務大臣を含めた 6 名の閣僚から構成される国家財政委員会を補佐す る組織である。
- 国家財政委員会事務局において規制を担当する部門は、マネージメント層以下、①各省庁が規制影響分析を作成する際に助言や情報提供を行う規制の専門部署(Centre of Regulatory Expertise: CORE)(9名)、②規制影響分析報告書の質を確認する部署(Govrnor-In-Council Operations)(10名)、③政策や関連するガイドラインの策定部署(Policy and Strategic Planning)(10名)、④国外との連携や調整を行う部署(Regulatory Cooperation)(12名)、⑤運用後の適切性を確認する部署(Regulatory Reviews)(15名)の5つの部署から構成され、その他、翻訳者を含めた事務職員が所属している。

② カナダにおける規制改革の取組の経緯及び概要

- カナダにおける規制は、中央政府、州政府等の地方政府が憲法で定められた役割に応じて策定する。中央政府が設定する規制は、排気ガスや医薬品の規制等、健康、環境、生産性に関係し、国家財政委員会、各省庁の大臣または行政機関の長が策定する権限を有している。
- カナダにおける規制影響分析は、2012年に公表された「規制の管理に関する内閣指令 (Cabinet Directive on Regulatory Management)」に基づき実施されている。2018 年9月には新たな方針を公表する予定である。
- 内閣指令は、①政府の優先事項、②規制のライフサイクル、③利害関係者からの意見 聴取や透明性確保といったより良い規制に向けた取組を焦点に改善を行っている。政 府の優先事項には、ジェンダー、環境、先住民に対する影響、既存規制のレビューな どが挙げられる。
- 各規制所管省庁が作成する草案は、国家財政委員会事務局により定められた方法で作成・分析されており、質の高い評価となっているかを確認する。このプロセスは "Challenge function"と呼んでいる。確認を受けた草案は、国家財政委員会の承認

を受けることで成立する。

- カナダでは、大まかな規制の影響の程度を把握するために、まずトリアージを実施し、 影響度を高・中または低に分類する。これは比例性の原則(Principle of proportionality)に基づき詳細に分析する対象を取捨選択するためである。約8割 以上の規制は影響の程度が低に分類される。なお、国家財政委員会事務局が各規制所 管省庁の提出するトリアージを承認するまでには、2~3回程度のやり取りが行われ る。
- 規制の影響度が高・中の場合、各規制所管省庁の提案から国家財政委員会の承認までおよそ 18~24 か月の期間が必要である。ただし、緊急性を要する例外的な場合には、1 か月で成立する事例もある。国家財政委員会が、各規制所管省庁が作成する規制影響分析報告書を承認するまでに1~9回のやり取りが行われ、1~6 か月程度の期間がかかる。やり取りの過程で、影響度が高いと判明することもある。
- 多くの場合、国家財政委員会と規制所管省庁の大臣は事前に調整を行っているため、 規制影響分析報告書を作成する時点で政策の方向性はある程度決まっている。ただし、 カナダでは事業者の力が強いため、利害関係者に対する意見聴取を通じた利害関係者 の意見を反映することも考慮している。

③ 現状の課題と対策

- 規制策定にあたり、国家財政委員会では利害関係者の意見を参考に改善を図ることが 重要であると考えており、①早い段階での利害関係者の参加、②組織横断的な協力、 ③参考となる情報の整理、④費用便益の分析方法の一貫性、⑤既存規制の見直し、⑥ インターネット上のポータルサイトを用いた利害関係者からの意見聴取の実施を主 な課題として取組を進めている。
- 経済成長に関する委員会(Advisory Council on Economic Growth)は、2017年に報告書を公表し、①新技術によるイノベーション促進、②国内外の政府機関の関係強化、③合理的で予測可能な規制を今後の改善の方向性として打ち出している。カナダ政府は同報告書に基づき、特に規制の多い農林水産分野、保健衛生・生命科学分野、交通・インフラ分野においてイノベーションを妨げる規制を今後3年間にわたり見直すとともに、国内における規制のレベルの調整、規制策定プロセスにおける透明性・効率性を高めるための電子システムの整備を2018年以降進めるよう検討している。

④ 職員の教育環境

● カナダでは政府職員のスキル向上のため、カナダ公共サービス大学 (Canada School of Public Service) において、トレーニング・コースを提供している。規制影響分析に 関するコースでは、国家財政委員会事務局の職員が講師を務めるカリキュラムもある。

B) 国家財政委員会事務局②(Governor-in-Council)

日 時		2018年8月27日(月)10:30~11:30
場所		国家財政委員会事務局会議室
参加者	国家財政委員会事務局	 Ms. Barn-Yen Li, Senior Advisor, Governor-in-Council Operations Mr. Fidèle Ndayisenga, Expert Advisor, Centre of Regulatory Expertise
	大阪大学	● 岸本教授
	総務省	● 塩田官
	富士通総研	◆ 佐藤

① カナダにおける規制影響分析の実施の流れ

- "Governor-in-Council"は、各規制所管省庁が提出する規制影響分析の質を確認している。カナダでは、簡易的に規制の影響度を把握するトリアージ、(影響度が高・中の場合に作成する)規制影響分析報告書、利害関係者の意見の反映を、国家財政委員会事務局 (Treasury Board of Secretariat) が確認する。この一連のプロセスを "Challenge Function"と呼んでいる。
- トリアージは、2007 年の「規制の合理化に関する内閣指令 (Cabinet Directive on Streamlining Regulation)」から開始された。国家財政委員会事務局は、個別の案件を全て承知しているわけではないため、トリアージの結果を見て、規制の概要や影響のおおよその程度を把握する。疑問や不明点があれば、規制所管省庁に問い合わせる。トリアージの段階で、国家財政委員会事務局と規制所管省庁は、一般的に 2~3回のやり取りを行う。
- トリアージにより年間コストが現在価値で 100 万カナダドル以下であれば、影響度が低いと判断し、費用は定量化または定性的に評価し、便益は定性的に評価する。次に、影響度が中の場合(年間コスト:100 万~1,000 万カナダドル)は、費用は定量化かつ金銭価値化するが、便益は十分なデータがある場合のみ金銭価値化する。また、影響度が高い場合(年間コスト:1,000 万カナダドル以上)は、費用・便益ともに金銭価値化を行う。
- 規制所管省庁が、規制影響分析に着手する段階では、遵守費用に関する文献調査を実施するように促す。全く情報を持たない時点から事業者にヒアリングすると、費用の見積りを検証することができないため、実際の値より高くなる可能性がある。
- トリアージの承認後、各規制所管省庁はより詳細に費用便益分析を行い、規制影響分析報告書(Regulatory Impact Analysis Statement: RIAS)を作成する。国家財政委員会事務局は、規制所管省庁から提出された規制影響分析報告書を確認し、使用するデータ・分析方法・分析の視点・プロセスの適切性・論理の一貫性などについて質問することで、分析の質を高める。この段階では、2~9回のやり取りが発生する。また、規制影響分析報告書は最終的に公開されるため、一般の人に分かるように専門用語でなく平易な言葉で記載するよう指導する。

- 規制影響分析報告書は、国家財政委員会事務局の確認後、国家財政委員会の承認を受ける。承認は17作業日の期間を要する。規制所管省庁にとって、国家財政委員会事務局の指摘に明示的な強制力はなく、指摘の反映は義務でない。ただし、国家財政委員会の承認を受ける際に事務局が行った指摘やその反映状況、また、懸念事項などを全て記載する。
- 定量化できない便益が非常に大きい場合、便益が費用を上回ると判断する主体は、国家財政委員会である。国家財政委員会事務局の役割は、定量化できるものと定量化できないものを含めて便益や費用のエビデンスの一覧を収集し提供するまでである。このように国家財政委員会とその事務局は役割分担をしている。
- 国家財政委員会事務局は、規制所管省庁の提案が適切かを確認し、どのように分析すれば、規制影響分析の質をより高めることができるかを助言するもので、彼らの提案を拒否する性質のものではない。

② 費用便益分析に関する取組

- 費用便益分析は、2007年から本格的に実施を始めた取組である。事前に得られるデータは限定されており完全に正確ではないが、感度分析によるシミュレーションを行うなどの工夫をしている。また、現在では関係職員のスキルを高めるため、カナダにおける連邦規制者コミュニティやカナダ公共サービス大学と連携した教育などの取組も充実してきている。
- 現在、カナダでは約8割の規制影響分析が金銭価値化されている。便益の評価に必要なデータが不十分な場合は、利害関係者の数、削減可能なリスクなどを検討し、損益分岐点分析(Break-even Analysis)等を行っている。例えば、「種の保存」という要素を考慮し、規制を正当化した事例もある。規制影響分析では、中立的な視点から理論的に正当化できることが重要と認識している。
- 規制影響分析では、懸念事項の見落とし等を防ぐため、複数の調査結果を参考にバランスの取れた分析を行うよう規制所管省庁に助言している。

③ その他

- 民間の利害関係者にとって、一連の規制策定プロセスは官僚的で煩わしいかもしれないが、規制の影響を分析することは、提案に政治的な支持を与える重要な取組である。
- カナダでは、民間の利害関係者の影響力が大きく、政治家が彼らの意向を気にしているという側面もある。

C) 国家財政委員会事務局③(Centre of Regulatory Expertise)

日 時		2018年8月27日(月)11:30~12:00
場所		国家財政委員会事務局会議室
参加者	国家財政委員会事務局	 Mr. Fidèle Ndayisenga, Expert Advisor, Centre of Regulatory Expertise Mr. Christopher Dodson, Senior Advisor, Centre of Regulatory Expertise
	大阪大学	● 岸本教授
	総務省	● 塩田官
	富士通総研	◆ 佐藤

① "One-for-One Rule"の概要

- "One-for-One Rule"は、新規規制の策定または規制の変更により新たな行政手続コストが生じる場合、同額のコストを削減するとともに、少なくとも一つの既存規制を廃止するよう定めたルールである。
- "One-for-One Rule"は、2012 年の「レッドテープ削減計画(Red Tape Reduction Action Plan)」により導入されたもので、事業者に負担となる行政手続コスト(遵守コスト)の削減と、規制件数の削減という2つの方法で規制の負担をコントロールしている。行政手続コストの削減と、規制件数の削減はいずれも24か月以内の期間で相殺するよう定められており、各ポートフォリオで不必要かつ非効率的な負担の特定が必要になる。
- 税金に関する規制、国際社会における義務等に関係する規制、緊急の対応を要する例外的な規制は、"One-for-One Rule"の対象外とされており、国家財政委員会が最終的に判断する。

② "One-for-One Rule"の実施の流れ

- "One-for-One Rule"では、まず規制所管省庁が「規制コスト算出表 (Regulatory Cost Calculator)」を用いて行政手続コストを金銭価値化し、コストの増減を明らかにする。次に、利害関係者から意見聴取を行い、コストをより正確に算出し、国家財政委員会から承認を得る。なお、規制所管省庁は承認後 24 か月以内に、追加的に生じた行政手続コストが実際に相殺されていることを公表する必要がある。
- 追加的に行政手続コストが生じない新規規制の場合は、既存規制を 24 か月以内に廃止することで規制件数を減らすよう定めている。

③ "One-for-One Rule"の主な特徴

● 規制の事前評価では完全に影響を把握することが困難であるため、既存規制が非効率 的な場合や、規制導入前後の運用実態に乖離が生じた場合には、"One-for-One Rule" により修正することが可能である。 ● カナダでは、これまでの実績から行政手続コストを算出する標準コストモデルを定めており、一貫した方法で行政手続コストを算出している。また、利害関係者に対する 意見聴取を通じて事業者視点から規制を事後的に合理化する視点を取り入れている。

4 その他

- 国家財政委員会事務局は、各規制所管省庁が提出する全ての規制影響分析報告書を確認すしており、政府全体の規制を監査する立場にある。
- カナダでは規制の政策評価を改善するため他国と情報交換等を行っており、英国にコンタクトした。また、メキシコからカナダの教訓を学びたいと訪問を受けた。

D) 教育・人材育成機関①(連邦規制者コミュニティ)

日 時	Ŧ	2018年8月28日(火)15:00~16:00
場所		保健省会議室
参加	保健省	 Ms. Dhurata Ikonomi, Executive Director, Community of Federal Regulators Ms. Debra Haltrecht, Associate Director, Office of Legislative and Regulatory Modernization
者	大阪大学	● 岸本教授
	総務省	● 塩田官
	富士通総研	●佐藤

① 連邦規制者コミュニティの概要

- 「カナダにおける連邦規制者コミュニティ (Community of Federal Regulators: CFR)」は、2006年に枢密院事務局によって設置された組織で、中央政府の規制所管省庁に在籍し規制影響分析に携わる職員の能力開発の支援、規制の改善に向けた取組、実務から得られた教訓の共有を目的にしている。
- 連邦規制者コミュニティは、形式上、保健省に所属しているが、各規制所管省庁のハブとして機能しており、カナダ公衆衛生庁 (Public Health Agency of Canada) 長官を長に、国家財政委員会事務局(Treasury Board Secretariat)、保健省(Health Canada) の3機関の代表がトップを務める組織である。
- 連邦規制者コミュニティの事務局には、12人の職員が在籍している。自身は偶然、保 健省の出身だが、それぞれ様々な背景を持っている。
- 現在 33 のパートナー組織が連邦規制者コミュニティに所属している。連邦規制者コミュニティは各規制所管省庁に在籍する規制・政策・プログラム・監査・費用便益分析などに携わる約4万人の職員に教育を提供している。

② 連邦規制者コミュニティの主な取組

- 連邦規制者コミュニティは、「関係組織間の協力 (Collaboration)」、「人材管理 (Talent Management)」、「(既存の取組の効率化やイノベーションに通じる新技術の規制など) 試行的取組 (Experimentation)」を焦点にしている。
- 人材管理では、オタワ大学と連携し夜間や週末に実施するコースを中央省庁の職員向けに開設している。本コースは、12月から8月の9か月間のコースとして行われる。また、カナダ公共サービス大学 (Canada School of Public Service) や国家財政委員会と連携したコースも設置している。本コースでは、「規制入門 (Introduction to Regulation)」、「費用便益分析 (Cost-Benefit Analysis)」の他、規制影響分析報告書の作成 (How to Deveop RIAS) や法律的な側面 (Legal Aspects) から規制者に求められる責任を説明する4つのコースを用意している。
- 採用にも力を入れており、オタワにあるカールトン大学等と連携した就職イベントを

行っている。

- 連邦規制者コミュニティは、カンファレンス等の情報交換や啓発のイベントを年間 35 件以上実施している。州政府などカナダ全体で関心を持つ人々が対象である。2018 年 11 月に年次カンファレンスを予定しており、「技術の変化に迅速に対応する規制 (Agile Regulations)」がテーマである。テーマの選定は、カナダ公共サービス大学等、連邦規制者コミュニティのパートナー組織からニーズをヒアリングしている。
- 規制に携わる職員が教訓・知見・優良事例を共有する取組として、規制所管省庁が中心になり実施するワーキング・グループがある。現在は、「(罰金を伴う)行政処分 (Administrative Monetary Penalties System)」、「行政サービスの利用料 (Service Fees)」、「コンプライアンスと執行 (Compliance and Enforcement)」、「費用便益分析 (Cost-Benefit Analysis)」、「リスクに基づく規制執行 (Risk-based Regulatory Delivery)」をテーマにしたワーキング・グループが設置されている。これらのワーキング・グループは、希望者が各自参加する形式で、年に4~5回程度開催されている。
- 規制実験に関しては、電子プラットホームを通じた意見聴取といった E-レギュレーション、カナダ政府ウェブサイトにおける規制に関する情報提供のフォーマット作成などの取組が行われている。また、AI やブロックチェーンといった新技術、行動科学の知見を用いたアプローチ、デジタル・ガバメントなどにも注目し、情報収集している。国外の基準も参考に、技術の変化に合わせて規制をアップデートする必要があると認識している。

③ その他

- 今後は中央政府だけでなく、州政府の関係者とも協力したいと考えている。また、国外の関係者との連携も行っており、ニュージーランドの規制に関する教育組織と意見交換した。連邦規制者コミュニティのような組織を持っているのは、カナダとニュージーランドだけである。
- 人材の獲得は、基本的に政府組織の内部で育成するよう考えている。外部人材を雇用することもあるが、手続きや専門用語など知識がなければ本業務に携わることは難しい。
- 3年くらい前から、省庁間を異動する職員が増加した。異動は多くの場合、2~3年のスパンである。連邦規制者コミュニティは、組織の特性から多様な人材の受け入れに努めているが、短期間で政策文書の作成に必要な専門用語の知識が十分に得られるかは疑問が残る。
- 連邦規制者コミュニティは、オンラインビデオを使った規制に関する基礎知識の紹介 や、SNS を使ったイベントの情報発信など新たなツールを活用した取組を行っている。

E) 教育·人材育成機関②(Canada School of Public Services)

日 時		2018年8月27日(月)9:00~10:15
場所		国家財政委員会事務局会議室
参加者	カナダ公共 サービスス クール	 Ms. Grace Paduano, Analyst, Canada School of Public Service Ms. Sheryne Morcos, Analyst, Canada School of Public Service
	大阪大学	● 岸本教授
	総務省	● 塩田官
	富士通総研	◆ 佐藤

① カナダ公共サービススクールの概要

● カナダでは政府職員のスキル向上のため、カナダ公共サービススクール (Canada School of Public Service) が教育・人材育成の役割を担っている。教育・人材育成の一環として規制影響分析に関するコースも設置されており、国家財政委員会事務局やカナダ連邦規制者コミュニティとも連携している。国家財政委員会事務局職員が講師を務めるコースもある。

② 規制影響分析に関するコースの概要

- 規制影響分析に関する教育・人材開発に関して、カナダ公共サービススクールは、「規制入門 (Introduction to Regulating)」、「規制者としての責任 (Your Liability as a Regulator (Duty of Care))」、「費用便益分析 (Cost-Benefit Analysis for Federal Regulators)」、「効果的な規制影響分析報告書の作成 (Developing Effective Regulatory Impact Analysis Statements)」の4つのコースを提供している。これらのコースは何れも1~3日の短期間で行われる。規制所管省庁の職員及び新規職員の他、実務において規制策定に関係する場合は誰でも受講することができる。
- 「規制入門」コースは、規制者コミュニティに所属する政府職員のコアカリキュラムとして設置されている。「規制の管理に関する内閣指令 (Cabinet Directive on Regulatory Management: CDRM)」に基づく、トリアージ・規制影響分析・規制導入とその評価といった規制のライフサイクルの観点から規制プロセスを説明する。
- 「規制者としての責任」コースは、法的側面から公衆衛生や安全に対する責任を教育する。規制者の不作為が引き起こすリスクやそれを低減するアプローチについて、事例を通じて説明する。
- 「費用便益分析」コースは、主に規制部門の管理者層や分析官を対象にしている。特にトリアージや規制影響分析報告書の作成において、カナダ政府が定めている基準を満たす原則や分析方法を説明する。
- 「効果的な規制影響分析報告書の作成」コースは応用レベルのコースに位置付けられ、 規制分野に専門的に従事する職員や管理者層を対象にしている。そのため、本コース を受講する受講者は「規制入門」コース等を通じて、カナダ政府の「規制の管理に関

する内閣指令」が定める内容を事前に理解していることが望ましい。本コースは、「規制の管理に関する内閣指令」に沿って、規制影響分析報告書の役割や作成時に必要な要求事項を説明する。

③ 今後の方向性

- 現在、カナダの規制のあり方に関する方針は修正中であり、カナダ公共サービススク ールが提供する規制に関するコースも変更するよう検討している。変更後は、カナダ 政府の職員のみを対象にしたコースとして、設置する予定である。
- カナダ公共サービススクールは、規制に関する4つのコース意外のコース等は通常用 意していない。ただし、政府機関における職員のニーズに応じてワークショップの開 催や情報交換の機会を設置している。

F) 個別規制所管省庁(1)(保健省)

日 時		2018年8月28日(火)14:00~15:00
場所		保健省会議室
参加者	保健省	 Ms. Sally Gibbs, Director, Horizontal Policy and Regulatory Affairs Ms. Debra Haltrecht, Associate Director, Office of Legislative and Regulatory Modernization
<i>9 7</i> 1 1	大阪大学	● 岸本教授
	総務省	● 塩田官
	富士通総研	●佐藤

① 保健省の概要及び役割

- 保健省は、カナダの全ての国民が安全で健康的な食事ができ、関連する情報をタイム リーに得ることができる環境を整備することを目標にしている。
- カナダでは、ヘルスケア分野に関して、中央政府と州政府等の地方政府で役割を分担 している。地方政府は責任地域の居住する住民のヘルスケア分野のサービスの提供や 関連する事業者の管理を行い、中央政府は地方政府の財政支援、規制や消費保護、調 査研究、普及、モニタリング、先住民や軍人に対するサービスの提供を担当する。
- 保健省では、健康リスクや食品の安全基準の管理及び関連する情報を提供する部署
 (Health Products and Food Branch) が規制を策定しており、主に医薬品
 (Pharmaceuticals/ Biologics/ Radiopharmaceuticals)、医療機器、消毒剤、食品
 を対象にしている。
- 作成された規制影響分析を規制関連部門(Horizontal Policy and Regulatory Affairs)が確認している。過去、年間に策定する規制数が1件程度の頃は2~3名の職員しか在籍していなかったが、現在は7名の職員が在籍しており年間25件程度の規制を取り扱っている。

② 保健省における規制影響評価の取組

- カナダでは、2012 年の規制の管理に関する内閣指令 (Cabinet Directive on Regulatory Management) により公共の利益の反映やエビデンスに基づく政策の意思決定等が求められるようなった。保健省では、利害関係者との連携強化などを通じて、規制の現代化を進めている。
- カナダの規制影響評価では、初めに規制の影響の程度を、年間のコスト(現在価値)が 100 万カナダドル以下・以上で選別するトリアージを実施する。トリアージの実施においても、ある程度の情報をそろえる必要があり、保健省ではトリアージを行う段階で省内関係者と対面で情報交換を行うとともに、利害関係者に対しても打診を始める。利害関係者への打診は、規制の影響評価の過程で実施が義務付けられている公式の意見聴取でなく、本段階では国家財政委員会事務局にも通知しない。

- 保健省の場合、作成した規制影響分析報告書に関して、国家財政委員会事務局の承認 を得るまでに2~3回程度やり取りを行う。やり取りは基本的に電子メールで行うが、 状況により直接対面で議論する場合もある。また、政策部門が議論に参加する場合も ある。
- 国家財政委員会事務局が提示する推奨事項の受入れは義務ではなく、受け入れないこともある。政策は政治レベルで事前に方向性が決められているため、国家財政委員会事務局の指摘等を受けて内容を大幅に変更することはない。規制部門の役割は、政策策定において、国家財政委員会事務局を納得させることのできる分析や論理展開を用意することである。
- 規制影響分析では、現状を正確に把握し、目的の明確化やリスクの増減を記載する。 必要な数字は自分達で計算する場合もあるが、利害関係者から情報提供を受ける場合 もある。費用便益分析では、割引率や統計的生命価値を考慮して算出している。
- 第1回目の利害関係者の意見聴取では、非規制オプションを含め、検討した政策オプションの記載が必要である。

③ 保健省の規制影響分析の事例

- 現在、医薬品等の医療事故に関する規制の改正(Regulations Amending the Food and Drug Regulations (Serious Adverse Drug Reaction Reporting Hospitals))¹が、第1回目の利害関係者からの意見聴取の段階にある。本規制は、現在事業者にのみ任意として課せられている薬の副作用(Serious adverse drug reactions: SADRs)、医療機器による医療事故(Medical device incidents: MDIs)の報告を、病院が保健省に直接報告するよう変更することで、保健省のモニタリングを強化することを目的としている。本規制の費用便益分析を行うにあたり、病院や薬局などの関係者や有識者から意見聴取を行い、数年かけて情報を収集した。
- その他にも、国外の医薬品に関する規制の改正について、規制影響分析を実施している。米国や欧州連合(European Union: EU)等からの医薬品には、命が助かる等の高い効果がある反面、リスクも高いものがある。10月頃には、利害関係者からの意見聴取のため公表し、フィードバックを通じて新たなデータを反映する予定である。

[&]quot;Canada Gazette, Part I, Volume 152, Number 24: Regulations Amending the Food and Drug Regulations (Serious Adverse Drug Reaction Reporting — Hospitals)" (http://www.gazette.gc.ca/rp-pr/p1/2018/2018-06-16/html/reg5-eng.html)

G) 個別規制所管省庁②(運輸省)

日時		2018年8月29日(水)10:00~11:00
場所		運輸省会議室
参加者	運輸省	 Ms. Lorraine Pelot, Executive Director of Departmental Regulatory Affairs Mr. Gillen Douglas, Chief, Management Systems CORE Team, Departmental Regulatory Affairs Mr. Simpson Kyle, A/Evaluation Manager, Evaluation and Advisory Services, Departmental Regulatory Affairs Ms. Nancy Bergeron, Ph. D. Chief, Cost-Benefit Analysis, Departmental Regulatory Affairs
	大阪大学	● 岸本教授
	総務省	● 塩田官
	富士通総研	◆ 佐藤

① 運輸省における規制影響分析の概要

- 運輸省は、カナダにおいて最も大きい規制所管省庁の一つで、ポートフォリオ内に 12 の公共企業体 (Crown corporation) 等と、42 の共同統治機構 (Shared Governance Organisations) を有する。2018 年度の予算では、農林水産、保健衛生の分野と並び、規制の現代化 (Regulatory modernization) を推進する対象分野に設定されている。
- 運輸省において規制策定に携わるのは、①政策に関連する情報収集を行う計画部門 (Planning Prioritization) (4名)、②利害関係者と調整し規制を策定する規制政策部門 (Regulatory Policy Group) (6名)、③トリアージや各プログラムにおける影響評価の結果を整理し質を高める規制の専門部門 (Centre of Regulatory Expertise) (10名)、④知識や分析方法等の情報提供を行う支援部門 (Regulatory Support Group) (8名)、⑤費用便益分析部門 (Cost Benefit Analysis Group) (7名)、⑥評価部門 (Evaluation) (13名)である。このうち、③の規制の専門部門には、エコノミストの職員が在籍しており、⑤の費用便益分析部門では全員がエコノミストである。
- 費用便益分析部門は、国家財政委員会事務局から規制影響分析の質が低いという指摘を受け、約2年前に設置された部門である。来年以降は同部門の人数を倍増するよう計画している。

② 運輸省における規制策定の流れ

- 運輸省に関係する規制は年間 100 件程度であり、大きく陸海空の 3 つの分野に分かれるが、規制策定のプロセスは同じである。なお、相対的に海、空の分野の規制の方が陸の分野の規制に比べて影響度が高い。
- 規制策定に関して、運輸省では可能な限り利害関係者のコンセンサスを得られるよう 目的を明確化し、費用便益分析を重視している。そのため、運輸省は国家財政委員会 事務局に相談する以前の検討段階で、非公式に利害関係者の意見をヒアリングしてい

る。利害関係者から先に連絡を受ける場合もある。

- 規制のトリアージを行う段階では、政策の方向性が完全に決定していないこともある ため、国家財政委員会事務局とのやり取りを通じて、政策オプションを再検討する場合もある。
- 規制影響分析報告書に関して、国家財政委員会事務局は質の良し悪しによる差戻し等の強制力はないが、国家財政委員会の承認を受ける段階で、推薦や懸念事項の有無等の情報がインプットされるため、非明示的な拘束力があると感じる。もっとも、政治トップ間の話し合いで承認される事例もゼロではない。
- 規制影響分析ではガイドラインで定められているとおり、影響度に従って金銭価値化や定量化を行う。費用が便益を上回る場合には、環境・社会的費用・生活の質(Quality of Life)等の非市場的な価値を考慮する。例えば、セキュリティ対策としてカナダの空港にフルボディスキャナーを導入した事例では、安全性の観点から定性的に正当化した。
- 利害関係者が費用便益分析の基礎となる数値等の提供に非協力的な場合や、過大にコストが見積もられる場合がある。そのような場合は先に規制案を提示し、適切な負荷かどうかをヒアリングする。利害関係者にヒアリングするタイミングも重要であり、ある程度、事前に影響の目安を付けておく必要があると考えている。
- 2012 年頃から既存規制のレビューの必要性が指摘されていたが、同時期に費用便益分析による評価も指摘されていたため、現在まで実施できていない。事後評価は、非規制オプションの検討も必要であるため、事前評価とは別の分析方法が必要になる。 2018 年 9 月より事後評価に関して具体的な実施方法が提示される予定だが、十分にできるかどうかは実際に行ってみないと分からない。
- カナダでは、政府が官報 (Canada Gazette) として公表する規制案に対して、2回の 利害関係者からの意見聴取が設定されている。2回目の意見聴取において、批判的な コメントが多ければ再度1回目の意見聴取 (Pre-publication) を行うこともある。
- カナダにおける規制策定プロセスの各期間は事業の規模により異なるが、全体で 18 ~24 か月間の期間を要する。

③ 職員の人材育成に関する取組

- 運輸省では、入省後に3日間の規制影響分析に関するトレーニングを用意している。 学部から直接入省する職員もいるため、基礎的な分析方法などを教える。また、国家 財政委員会事務局からも職員がトレーニングに参加し説明する。
- カナダでは、条件を満たしていれば他省庁のポストに着任することも可能であるため、 連邦規制者コミュニティ (Community of Federal Regulators) などで経験を積むと いう選択肢もある。
- 更輸省全体では、100~200 名程度の職員が費用便益分析に携わっている。

H) 個別規制所管省庁③(環境気候変動省)

日 時		2018年8月29日(水)14:00~15:00
場所		環境気候変動省会議室
参加者	環境気候変	• Mr. Mattew Watkinson, Director, Regulatory Analysis and Valuation
	動省	Division
	大阪大学	● 岸本教授
	総務省	● 塩田官
	富士通総研	● 佐藤

① 環境気候変動省の概要

- 環境気候変動省において規制影響分析に携わるのは、経済分析部門(Economic Analysis Division)であり、戦略・政策を担当する部署(Strategic Policy Branch)に位置付けられている。
- 経済分析部門には、規制影響分析を行うグループ(Regulatory Analysis and Valuation)(25名)、計量経済モデル等の経済モデルを用いた分析や、レファレンスケースによる分析を行う2つのモデリンググループ((Modeling Group I) (10名)、(Modeling Group II) (15名))、競争分析を担当するグループ(Competitive Analysis) (15名)が存在する。規制影響分析を行うグループでは、3名の職員がエコノミストである。
- 現在、自身は規制影響分析を行うグループで働いているが、これまで国家財政委員会 事務局で5年程度勤務しており、規制影響分析報告書を精査する側の経験もある。
- 環境省の規制に関係する利害関係者には、重工業が多い。産業規模が大きいため影響度も高い。そのため、規制の策定や改正を行うには、彼らを説得できるだけの明確な目的、費用便益分析、様々な情報を考慮する必要がある。便益は明確か、金銭価値化は適切か、規制による負担は合理的かといった点を中心に、可能な限り利害関係者からコンセンサスを得る努力をしている。
- 環境分野の規制は、各州レベルで同程度の質を確保することや、中央政府の規制と重複を避ける処置が必要になるため、中央政府だけでなく州政府との協力が要求される。中央政府は費用便益分析を行った上で州政府と調整する。各州政府には、規制のカスタマイズ等の一定の裁量を認めている。

② 環境気候変動省における規制影響分析の取組

- 環境気候変動省が行う費用便益分析は、主に気候変動及び大気汚染(Climate Change/Air Pollution)、生態系(Evaluation of Ecosystem)、生態学的研究(Compilation of Ecological Study)の3つの分野が対象である。
- 環境気候変動省では、特に規制の影響が大きい場合、費用便益分析の質を高めるため、 早い段階から利害関係者に対する意見聴取を行っている。また、国家財政委員会事務

局とも早い段階で相談する機会を作っている。規制の影響が大きければ、規制のトリアージを行う前に相談する場合もある。

- 費用便益分析に必要な情報収集では、利害関係者から提供を受けた情報を鵜呑みにするのではなく、文献調査等を通じて自分達の手でも確かめる。先行研究の文献調査が多く、自分達で実施するオリジナルスタディは少ない。民間のコンサルティング会社を利用することもある。複数のチャネルを使い、多面的に情報を収集している。
- 規制影響分析を行うにあたり分野によっては、他省庁、大学教授等の有識者、OECD のパートナーと協力する場合もある。アスベストに関する規制の影響評価では、保健 省と協力した。
- 規制影響分析では、常に国家財政委員会事務局と意見が一致するわけではない。国家 財政委員会事務局の目的はカナダ政府が策定する規制の統一性を保つことだが、環境 気候変動省の目的は環境保護や生態系の保存である。規制策定までに要するタイムラインを考慮し、分析の必要性や優先度を見極める。
- 複数のセクターに関わる大気汚染の規制の影響分析⁶⁹は約5年の期間を要した。各州 政府の同意を得るとともに、ボイラー・エンジン・セメントなど様々な業界の利害関 係者に対して2年程度の期間でヒアリングした。
- 費用が金銭価値化できれば、便益が分からなくても損益分岐点分析(Break-even Analysis)等を用いて正当化することは可能である。例えば、アスベストに関する規制や、絶滅するリスクのあるカエルの保護に関する規制ではこの分析方法を用いた。
- カナダでは、先住民に対する影響も考慮する。

③ 職員の人材育成に関する取組

- 規制影響分析に携わる職員に関して、環境気候変動省では経済学修士の保有者を優先的に採用する。採用後は 0JT で学ぶことに加え、3年間の教育プログラムの受講を経て昇進する仕組みになっている。
- 博士を取得できる機会や大学等から有識者を招待し講演してもらうなど、学問分野とも連携している。ただし、学問分野の知識がそのまま応用できるわけでなく、実務的な経験が必要だと認識している。
- 四半期に1度、省内外の規制に携わる職員で意見交換等を行っている。

[&]quot;Multi-Sector Air Pollutants Regulations" (http://www.gazette.gc.ca/rp-pr/p2/2016/2016-06-29/html/sor-dors151-eng.html)

I) 個別規制所管省庁(4)(食品検査庁)

日 時		2018年8月30日(木)14:30~15:30
場所		食品検査庁会議室
参加者	食品検査庁 及び農務・農 産食品省	 Mr. David Dawson, Manager of Economic Affairs, Canadian Food Inspection Agency Ms. Stefania Schoenert, Senior Policy Analyst, Regulatory Policy Coordination Office, Innovation and Growth Policy Division, Strategic Policy Branch, Agriculture and Agri-Food Canada
	総務省	● 塩田官
	富士通総研	● 佐藤

① 食品検査庁の役割

- 食品検査庁 (Canadaian Food Inspection Agency) は、カナダにおける公平な市場競争の促進及び国内企業の成長等を目的に、科学的根拠に基づく食品規制の策定・執行を行う。食品検査庁において規制策定に関係する部門は、①政策を策定する各プログラム部門 (Programs)、②規制影響評価において費用便益分析を行う経済部門 (Economic Affairs)、③司法省と調整し法律との整合性を確認する部門(Agriculture and Food Inspection Legal Services)、④規制の国内外の市場への影響を分析する部門 (International Affairs and Market Access Directorate)、⑤利害関係者との調整をサポートする部門 (Communications and Public Affairs) が挙げられる。なお、費用便益分析を行う経済部門のスタッフは9名いるが、全員が経済学修士以上を保有している。
- 経済部門は、政策・プログラム (Policy Program Branch) という部署に属しており、 その他に規制 (Regulatory Affairs) (6名)、法令 (Legislative Affairs) (4名) を取り扱うグループが存在する。
- 農務・農産食品省(Agriculture and Agri-Food Canada)は規制当局ではなく、食品 安全性、生産性の向上を目的として調査や情報提供により業界のサポートを行う。規 制影響評価書の作成及び国家財政委員会事務局との調整は食品検査庁が行う。
- 食品検査庁はもともと農務・農産食品省のポートフォリオに所属していたが、2013年 10月に保健省のポートフォリオに移行した。両省庁は担当分野の親和性から協力している。また、農業分野等の非食品分野の政策に関しては、現在でも農務・農産食品大臣が食品検査庁の活動に責任を負っている。

② カナダにおける規制の政策評価の概要

● カナダにおける規制の政策評価は、2007 年の「規制の合理化に関する内閣指令 (Cabinet Directive on Streamlining Regulation)」、2012 年の「規制の管理に関す る内閣指令 (Cabinet Directive on Regulatory Management)」に基づき実施されて きた。2018 年 9 月からは「規制に関する内閣指令(Cabinet Directive on Regulation)」 が新たに政府の方針として導入される予定である。2018年の同指令では、規制のライフサイクルを焦点に既存規制の見直しを行うよう定められている。

- カナダの規制策定は、規制所管省庁による検討・草案作成、第1回目の公表(Canada Gazette Part I: CGI)による利害関係者の意見聴取及び意見反映、第2回目の公表(Canada Gazette Part II: CGII)を経て政府の承認という流れで実施される。なお、多くの場合、第1回目の公表までに約24か月、その後、最終的な政府の承認までに12か月の期間を要する。
- カナダでは新規規制の策定において、事前に影響の程度を高・中または低として推定 するトリアージ (Triage) を行っている。食品検査庁では、プログラム部門がトリア ージの草案を作成するが、経済分析の部分は経済部門が担当する。また、規制部門が 完成度の確認や助言を行う。このトリアージの結果に応じて、費用便益分析を行う。
- 費用便益分析は、①問題の特定、②政策目的の明確化、③非規制オプションなど他の 政策オプションの検討、④規制影響分析の実施、⑤報告書作成の5段階で実施する。 費用便益分析の結果は、規制影響分析報告書(Regulatory Impact Analysis Statement: RIAS)に組み込まれる。
- 規制影響分析報告書には、政策の目的、費用・便益、影響を受ける可能性のある利害 関係者、規制導入後に想定される遵守事項等を記載する。記載に当たっては、公開を 念頭に一般の人々が理解できる平易な言葉で記載するよう定められている。規制影響 分析報告書は、規制部門がプログラム部門や法令部門から情報提供や助言を受けなが ら草案を作成するが、費用便益分析や経済的な分析は経済部門が担当する。
- 作成された規制影響分析報告書は、国家財政委員会の承認を受けた後に、利害関係者から意見聴取するために官報 (Canada Gazette) として公開される。この利害関係者の意見聴取は最低 30 日間の期間が設定されている。ただし、規制が海外との貿易に関係する場合は最低 75 日間の期間が設定される。
- 利害関係者からの意見聴取後、規制所管省庁が国家財政委員会に規制影響分析報告書を提出する際には、この意見聴取を通じて得たコメント等を反映しなければならない。 そのため、食品検査庁は、できるだけ早く、関係者からの意見聴取の段階に移行できるよう努めている。

③ 費用便益分析の概要及び事例

● カナダの規制影響分析では、影響度が中以上の場合、費用を金銭価値化することが必要である。ライセンス認可や登録等の行政手続コストを含めたすべてのコストが対象である。影響度が低の場合、費用の金銭価値化は義務ではないが、食品検査庁は金銭価値化するための情報収集を行っている。情報収集は文献調査(Literature Review)などの方法で、これまでの研究成果を参考にしている。情報収集に関して、保健省など民間のコンサルティング会社を使用している機関もあるようだが、食品検査庁では

基本的に内部の職員が実施している。

- 食品検査庁では、費用便益分析を行う経済部門がより正確に分析できるよう、プログラム部門に政策を検討する早い段階で経済部門と連携することを勧めている。
- 費用便益分析の事例として、「カナダにおける食品の安全性に関する規制 (Safe Food for Canadians Regulations) ⁷⁰」、「食料品・薬品の規制の改正 (ビールに関する規制 の改正) (Regulations Amending the Food and Drug Regulations (Beer)) ⁷¹」を実施しているところである。
- 「カナダにおける食品の安全性に関する規制」はカナダ国内で販売する食品の安全基準を高めることを目的にした影響度が高い事例である。本事例では、①4つの経済モデル(食品が原因で生じる経済コスト、年間の食品産業従事者の規模、規制への準拠に関する情報、規制者側に生じるコストを金銭価値化する標準コストモデル)、②感度分析、③予防コントロールプランの検討による費用便益を算出した。算出に当たり、参照にしたデータは米国の調査結果等、海外を含め複数の情報源を活用した。また、諸外国における事例調査や関連する利害関係者へのインタビューなどを通じた定性的な情報で補完している。
- 「食料品・薬品の規制の改正(ビールに関する規制の改正)」はカナダにおいてビールとして販売できる飲料を糖度4%以下にするという規制で、影響度は低いが過去の類似調査が確認できなかった事例である。本調査では政策を検討する初期段階から利害関係者と連携しており、基礎情報の収集から開始した。本調査の結果、規制の効力適用に、2年の移行期間を設けることになった。本規制は現在、利害関係者に対する第1回目の意見聴取を実施しているところである。
- 費用の算出では、関係する影響範囲を考慮すると際限なく拡大するため、「最低限のコスト (Least Cost Option)」として算出している。

4 その他

- 規制影響分析において重要なのは、現状 (Baseline) を正確に把握し、規制の策定・ 改正による変更点を明確にすることである。食品検査庁では複数の情報源を用い、状 況により文献調査だけでなく市場調査を実施する等、分析方法も変えている。さらに、 利害関係者の理解を得るため、使用した情報の公開等、透明性を高めることも重要で ある。カナダには優良事例や分析のノウハウを共有する環境があり、参考にしている。
- 費用便益分析に使用した基礎情報は、食品検査庁に直接依頼があれば提供する。ただ

 $^{^{70}}$ "Safe Food for Canadians Regulations: SOR/2018-108"

⁽http://www.gazette.gc.ca/rp-pr/p2/2018/2018-06-13/html/sor-dors108-eng.html)

"Canada Gazette, Part I, Volume 152, Number 24: Regulations Amending the Food and Drug Regulations (Beer)"

⁽http://www.gazette.gc.ca/rp-pr/p1/2018/2018-06-16/html/reg1-eng.html)

し、これらは利害関係者の意見聴取時に公表される官報 (Canada Gazette) のように 平易な言葉で書かれておらず、カナダ政府の公文書のように英仏両言語併記ではない。

● 食品検査庁では、経済部門が中心になり規制影響分析に関する庁内教育を行うことを 検討している。